

令和元年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 令和元年 9月 5日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 議案第 49号 | 鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 6 | 議案第 50号 | 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 7 | 議案第 51号 | 鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 52号 | 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 53号 | 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 54号 | 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 55号 | 鹿追町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 56号 | 令和元年度鹿追町一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程 13 | 議案第 57号 | 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 14 | 議案第 58号 | 令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について |

- 日程15 議案第 59号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程16 議案第 60号 令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程17 議案第 61号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程18 認定第 1号 平成30年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 認定第 2号 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 認定第 3号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 認定第 4号 平成30年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 認定第 5号 平成30年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 認定第 6号 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 認定第 7号 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議員の派遣について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1番 清水 浩徳議員 | 2番 山口 優子議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 埴渕 賢治議員 |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 吉田 稔議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町	長	喜井知己
農業委員会	会長	菊池輝夫
代表監査委員		野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	渡辺雅人
総務課主幹	葛西浩二
会計管理者	津川修
企画財政課長	草野礼行
町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
農業振興課主幹	城石賢一
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	大上朋亮
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	東原孝博
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
総務課総務係長	土田佳幸
企画財政課長補佐	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局 長 檜 山 敏 行

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 坂 井 克 巳

書 記 高 瀬 俊 一

令和元年9月5日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただ今から令和元年第3回鹿追町議会定例会を開催をします。

これから本日の会議を開きます。ここで報告いたします。大井和行教育長から本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により7番、川染洋議員、8番、狩野正雄議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの14日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

ご異議なしと認めます。会期は、本日から9月18日までの14日間と決定をしました。

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、お手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。監査委員から5月分、6月分、7月分の出納検査報告書が提出されました。また、平成30年度鹿追町各会計決算審査に係る意見書が提出をされました。町長から平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書が提出をされました。教育委員会教育長から平成30年度教育委員会の施策、事業の評価調書が提出されました。それぞれの写しをお手元に配布しておりますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和元年第3回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般についてご報告申し上げます。まず8月10日には、なついろブランチ、桃とパンケーキフェス2019と題しまして、道の駅しかおい前特設会場で開催をいたしました。多くの町民、それから観光客等含めて約500人ほどの来場をいただいております。これについては、国内地域間交流事業として福島県国見町の来町も併せて実施をしたところでもあります。当日はあいにくの雨でしたけれども販売前から多くの方が列を作って国見町が用意した桃や鹿追産の材料で作ったパンケーキ、370セット用意したんですけれども、全てが売り切れたところでもあります。来年以降の実施についてもまたよく検討してまいりたいというふうに思っています。8月の21日には、東京都江戸川区のほうでバイオマス産業都市推進協議会の第2回の総会が開催され出席をしております。この協議会につきましましては、2014年度にできたものでありまして、バイオマス産業都市選定地域で構成されるバイオマス産業都市連絡協議会として発足をしております。昨年10月にバイオマス関係の企業団体等も参画できるように規約を改正をして新たなスタートを切ったものであります。現在の会員は、正会員83、賛助会員23、オブザーバー15の計121ということになってまして、この協議会の会長は北海道の興部町の碓町長が会長を務めております。事務局については、都内にあります一般社団法人日本有機資源協会、通称JORAと呼ばれていますが、ここが事務局を担っています。本町も十勝でバイオマス産業都市の認定を受けておりますので、これらの協議会の会員となっております。昨年までは、農水省の補助事業なんかもあってこの会の運営をしていたんですけれども、今年度、2019年度からは会員さんから会費を徴収して事業を運営していくということになります。バイオマス産業都市ということですので家畜ふん尿はもちろん木質、さまざまな分野の団体等も関係しております。もう1つのバイオガス事業推進協議会、これについては前吉田町長が会長を務めている組織でありますけれども、この組織とのかかわり等もいろいろございます。後ほどバイオガス事業推進協議会の総会のお話もさせていただきますので、これについては後ほどお話をいたします。総会では2018年度の決算、先ほど申し上げたとおり会費徴収等はなく、国の補助事業ということで運営をされたということで報告がされております。来賓としては、農水省の輸出促進審議官の池山氏等々のご来賓もご来場いただきまして、総会のあと分科会、これは木質バイオマスとそれからバイオガスに分かれて分科会、意見交換会が行われたところでもあります。全国ということですのでいろいろ各都道府県で

系統連系等の事情も異なりますけれども、それぞれの地域の抱えている課題について意見交換会が行われたところであります。次に8月22日には、令和元年度北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の中央要望が東京都内で行われまして、私も自連協の役員の1人として参加をさせていただきました。ご存じのようにこの会の会長は、千歳の山口市長さんが務められておりまして、役員総勢27名で要望活動を行いました。要望先としては自民党本部を訪ねまして、まず幹事長代行の萩生田光一さま、それからその後北海道ブロック両院議員会ということで長谷川岳参議院議員、それから衆議院議員の和田義明さん、武部新さん、船橋利実さん等々の会議で要望事項をしたところです。その後、午後から防衛省のほう訪問いたしまして高橋事務次官、それから異動されましたけれども幕僚副長の小野塚さん、それから政務官の鈴木貴子先生等々との面会をしております。内容といたしましては大きく2点ありまして、北海道の自衛隊体制強化を求める要望、それから自衛隊等地域コミュニティの連携に関する要望ということで、道内、自衛隊が抱えている課題についてそれぞれ要望をしてきたところであります。特に自衛隊の任務がいろいろ多様化しているということもあります。定数はあるんですけれども、定数もそうなんですけれどもそれに対する充足率を向上してほしいということ、それから自衛官の処遇改善、あと退職自衛官の登用に係る財政措置の関係、あと自衛隊官舎の無料化の関係については、現在2キロ以内というところまで拡大をされていますけれども、これについて距離にかかわらず有事に備える体制ということで、これを今、申し上げたとおり距離にかかわらず無料化にしてほしいというお願いもしております。このことが自衛官の方が地元になかなか住んでいただけない要因の1つにもなっているということもあって、これお願いをしております。あと自衛隊における各種契約の関係でありますけれども、どうしても大手のほうに一括発注ということがどうしても多くなるという実態もありまして、できるだけ地元企業を活用していただけるようにこのへんのお願いもしてきたところであります。8月25日には、第27回の馬耕忌ということで町民ホールで開かれました。皆さんご存じのように今年の4月から放送されている「なつぞら」、神田日勝をモチーフとした山田天陽役を演じた吉沢亮さん、それから脚本家の大森寿美男さん、それからNHKチーフプロデューサーの磯さんを交え、小林館長が司会者となってトークショーが開かれたところであります。全国から多くのファンの方の応募があつてその中から600人ということで開かれて大変好評なうちに終了をしたところであります。「なつぞら」も佳境を迎えて、今月で放送が終わるということで、ちょっと寂しい感じもいたしますけれども、この後も日勝館、一生懸命PRをしていきた

いというふうに思っております。8月の26日には、札幌鹿追会と鹿追老人クラブ連合会とのふるさと交流会が札幌市のほうで開かれております。札幌鹿追会のほうからは寺島会長さん他15名、鹿追からは老人クラブ連合会の佐藤章一会長さんほか6名、あと地域間交流協議会のほうから吉田議長さんほか、こちらからは総勢16名で訪問をしたところがあります。札幌市の赤レンガテラスのほうで昼食を交えた懇親会ということで行いました。久しぶりの再会があったり、あと初めて会う方もいて昔の鹿追での出来事や近況、それから鹿追にちなんだクイズ等で大いに盛り上がったところでもあります。最後は参加者全員で写真を撮り、再会を誓ったところでもあります。9月2日には北十勝4町の町長・議長意見交換会が音更町役場、音更の役場、今、改築というかしていますけれども、その増築棟と呼ばれる2階の応接室で開催をされました。これ毎年開かれているものであります。4町の町長・議長が十勝総合振興局の三井局長さん、鳥井地域創生部長さんが参加をされました。今回の主なテーマは、「道の駅」ということで、士幌町さんについては皆さんご存じのように、2つの道の駅を鹿追と同じように2つの道の駅を持っておられます。音更町、それから上士幌町さんについては今、新しい道の駅を建設、音更町さんについては着工はこれからかと思えますけれども、上士幌町さんについては既に着工をしているところがあります。道の駅については休憩、情報発信、地域連携のほか災害時の被災者支援等の防災機能、観光情報の発信等、今となっては地域活性化の拠点として欠かすことにできない役割を果たしているところでもあります。本町の道の駅についても今後どのような方向性が必要なのか十分検討していかなければならないというふうに思っております。次に9月3日には、然別演習場の新しいしょう舎の完成セレモニーが行われました。私は別の会議と重なって行けなかったんですけれども、町からは副町長、それから吉田議長さん、基地対策委員さん、それから自衛隊協力会の野村副会長さん等々がセレモニーに参加をしております。約14億円の経費をかけて新しいしょう舎ができて、大変素晴らしい施設だというふうに伺っています。総務省の補助ということで特に女性隊員にも優しい施設という形式で、収容可能人員についても500名ということというふうに聞いています。しょう舎についてはどちらかという地元の隊員さんよりも他からいろいろ訓練等で使用していただくのが、主流になるかと思えますけれども、こういった施設整備がされることによって鹿追の駐屯地、それからしょう舎、演習場等々が活発に利用され、していただけることが大変重要ではないかというふうに思っています。毎年来る空挺団の人数も十分収容ができるということで今後の活用が期待をされる場所でもあります。同じく9月3日ですけれども、札

幌市のほうでバイオガス事業推進協議会の第18回の総会と併せて、バイオガス事業経営研究会が北大の学術交流会館で開かれました。このバイオガス事業推進協議会については全国組織で毎年東京で開かれているんですけども、今回初めて北海道で開催をされたというふうに聞いております。この会について皆さんご存じのように前町長の吉田弘志さんが会長を務めております。今回は総会、それから経営研究会ということで、この組織も先ほどお話ししたバイオマス産業都市の推進協議会と似たような形で自治体それから法人特別会員等々でやはりこちらも120ほどの会員を抱えている大きな組織であります。今回の総会までは前吉田町長が会長を務めておまして、総会において今回退任ということになりました。この会長職については、私が引き継ぐことという形になっております。この会については先ほどお話ししたバイオマス産業都市との連携というのが大変重要になるということで、これからこのバイオガス事業推進協議会がバイオマス産業都市の推進協議会と合流する方向ということで役員会、それから総会等々でも意思確認がされておりますので、時期については直ぐということなのか、ちょっとそのへんはまだいろいろな調整事項がありますので、それまでの期間、会長を務めさせていただくことになりましたのでよろしくお願いをしたいと思います。この経営研究会のほうにはですね農水省のほうから、バイオマス循環資源課の片貝課長さん、それから環境省から環境計画課の川又課長さん等々がお見えになって、基調講演をしていただきまして、その後、北大の名誉教授の松田先生を迎えてパネルディスカッションをしております。この中で事例発表ということで本町の城石主幹が環境保全センターの取り組み、それからお隣の士幌町、それから上士幌町からそれぞれバイオガス事業の取り組みを報告したところであります。以上、申し上げまして行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで、行政報告を終わります。

日程5 議案第49号 鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程5、議案第49号、鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第49号は、鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されますことから関係する条例の一部を改正するものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条は、登録資格の規定であり条文の整理となるものであります。第11条は、登録できない印鑑の規定であり、第1号及び第2号を改め、第2項を加えるもので、旧氏の記載を可能とし、外国人住民で非漢字圏の外国人の印鑑登録について規定をするものであります。次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、令和元年11月5日から施行するもので、第2項は、経過措置についての規定であります。以上、鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第50号 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程6、議案第50号、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題

とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第50号は、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律および政省令が交付され、順次交付されますことから関係する町税条例等の一部を改正するものであります。改正の内容につきましては、個人町民税関係、軽自動車関係、地方税の電子化関係、併せて条文の整理となるものであります。内容についてご説明いたします。この条例は、4条立てになっておりまして、第1条、鹿追町町税条例の一部を次のように改正するをいたしまして、第34条の7は、寄附金額寄附金税額控除、第36条には、町民税の申告の規定であり条文の整理となるものであります。第36条の3の2は、個人の町民税に関する給与所得者の扶養親族等申告書の規定、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定であり、それぞれ単身児童扶養者の扶養親族申告書の記載事項を追加するものであります。次に4ページ、第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料の規定であり条文の整理となるものであります。附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定であり、新たに第2項から第4項を加えるものであります。附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定であり、臨時的軽減の規定を新設するものであります。次に5ページ、附則第15条の3、附則第15条3の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例についての規定であり、当分の間、町に代わって北海道が賦課徴収等を行うことから道の規定によるものとするものであります。附則第15条の6は、軽自動車の環境性能割の税率の特例であり、環境性能割の税率を2%から1%に軽減するものであります。附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定であり、第2項から第4項を加えまして、車両番号の指定から14年を経過した重課の規定と令和元年、2年度中に指定を受けた車両の令和2年、3年度分の軽課を規定するものであります。6ページ、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定であり、種別割に改めるものであります。次に7ページ、第2条、鹿追町町税条例の一部を次のように改めるといたしまして、第24条は、個人の町民税の非課税の範囲の規定であり、単身児童扶養者を非課税の範囲に加えるものであります。附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定であり、第5項を加え、令和3年、4年度中に指定を受けた車両の令和4年、5年分の軽課を規定するものであります。附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定であり、条文の整理となる

ものであります。次に第3条、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例、これは平成28年、条例第31号でありまして、これの一部を次のように改めるといたしまして、付則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定であり、それぞれ条文の整理となるものであります。次に第4条、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例、これは平成30年、条例第28号の一部を次のように改めるといたしまして、第48条は、法人税の町民税の申告納付の規定であり、条文の整理と併せまして、第13項から第17項を加えるもので、電子情報処理組織を使用することが困難な場合を規定するものであります。次に8ページ、附則第1条は、施行期日の規定であり、この条例は、令和元年10月1日から施行するもので、第1号から第4号に規定するものは、それぞれ記載の日から施行するものとするものであります。附則第2条から第5条までは、それぞれ経過措置を規定するものであります。以上、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第50号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程7 議案第51号 鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定
について

日程8 議案第52号 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（吉田稔）

日程7、議案第51号、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について、
日程8、議案第52号、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、
以上2件については、関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議案
ごとに採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第51号、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第
52号、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、関連があ
りますので一括して説明させていただきます。提案理由を申し上げます。幼児教育の負担
軽減を図ることを目的に保育料を無償とした子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
及び政省令が、令和元年10月1日から施行されることに伴いまして関係する条例の一部
を改正するものであります。内容についてご説明いたします。

議案第51号、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について、鹿追町
立地域保育所条例の一部を次のよう改正するといたしまして、第6条は、保育料の徴収の
規定であり、第2項において前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法、第19条
第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子どもであります3歳以上の子及び第2子以
降の保育料を無料とし、第3項でひとり親等の世帯の保育料は、3歳未満の第1子は、規
定の2分の1とするものであります。別表は、保育料であり、市町村民税非課税世帯でそ
の他の世帯の保育料を無料とするものであります。次に附則第1項は、施行期日の規定で
あり、この条例は、令和元年10月1日から施行し、附則第2項は、経過措置の規定であ
ります。

次に、議案第52号、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
であります。鹿追町立認定こども園条例の一部を次のように改正するといたしまして、第
7条は、費用の納付の規定であり、第2項で先ほどと同様に前後の規定にかかわらず子ど
も・子育て支援法、第19条第1項第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子ど
もであります3歳以上の子ども及び第2子以降の子どもの保育料を無料とし、第3項で、
ひとり親等の世帯の保育料は3歳未満の第1子は規定の2分の1とするものであります。

第13条は、一時保育の費用の負担の規定であり、3歳以上及び3歳未満の市町村民税非課税世帯の子どもの一時保育料を無料とするものであります。別表1は、保育料の一覧表であり、条例開始に伴う改正となるものであります。次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、令和元年10月1日から施行し、附則第2項は、経過措置の規定であります。以上、議案第51号、議案第52号について内容をご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第51号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

場内の気温がだいぶ上がってきましたので、上着を脱いでも結構ですので、職員のほうも上着を脱いで結構ですので、はい。

日程9 議案第53号 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程9、議案第53号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第53号は、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成31年4月1日に施行されたことから、関係する条例の一部を改正するものであります。次に内容についてご説明いたします。鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第6条は、保育所等との連携の規定であり、第2項は、条文の整理であり、第3項の次に第4項、第5項を加え、町長が適当と認めた場合は、連携施設の確保を不要とするもので、ただし一定の規模で国や地方公共団体から補助を受けている施設においては、適切に確保しなければならないとするものであります。第16条は、食事の提供の特例の規定であり、条文の整理となるものであります。第45条は、連携施設に関する特例の規定であり、第2項を加え、保育所型事業所内、保育事業所において町長が適当と認めた場合は連携施設の確保を不要とするものであります。附則第2条は、食事の提供の経過措置の規定であり、条文の整理となるものであります。附則第3条は、連系施設に関する経過措置の規定であり、特例保育所型事業所内保育事業者を除き、経過措置を5年から10年に改めるものであります。次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。以上、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第53号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第54号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程10、議案第54号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第54号は、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する布令が公布され、令和元年10月1日に施行されますことから、関係する条例の一部を改正するものであります。改正の内容につきましては、子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴い、用語の改正に伴う条文の整理が主なものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条は、定義の規定であり、用語の改正に伴い、第9号から第11号、第13号、第14号、第17号の条文を整理し、第11号の次に新たに第12号から第16号を加えるものであります。第3条は、一般原則、第5条は、内容及び手続きの説明及び同意、第6条は、正当な理由のない抵抗拒否の禁止等、第7条は、斡旋、調整及び要請に対する協力、第8条は、受給資格等の認定、第9条は、支給認定の申請に係る援助、第10条は、心身の状況等の把握の規定であり、条文の整理となるものであります。第13条は、利用者等負担等の受領の規定であり、条文の整理と第4項第3号の次にアからウを加えるものであります。第14条は、施設型給付費等の額に係る通知等、第16条は、特定教育・保育に関する評価等、第17条は、相談及び援助、第18条は、緊急時等の対応、第19条は、支給認定保護者に関する市町村への通知、第20条は、運営規定、第21条は、勤務体制の確保等、第27条は、秘密保持

等、第28条は、情報の提供等、第30条は、苦情解決、第32条は、事故発令の防止、および発生時の対応、第34条は、記録の整備、第35条は、特別利用保育の基準、第36条は、特別利用教育の基準、第37条は、利用定員に関する基準、第38条は、内容及び手続きの説明及び同意、第39条は、正当な理由のない提供拒否の禁止等、第40条は、斡旋、調整及び要請に対する協力、第41条は、心身の状況等の把握の規定であり、それぞれ条文の整理となるものであります。第42条は、特定教育・保育施設との連携の規定であり、条文の整理と合わせまして、第1項第3号の次に新たに第2項から第5項及び第8項を加えるものであります。第43条は、利用者負担等の受領、第46条は、運営規定、第47条は、勤務体制の確保等、第49条は、記録の整備、第50条は、準用、第51条は、特別利用地域保育型の基準、第52条は、特定利用地域型保育の基準、附則第2条は、特定保育所に関する特例の規定であり、条文の整理となるものであります。附則第3条は、施設型給付費等に関する経過措置の規定であり、これを削り次条を繰り上げるものであります。附則第5条は、連携施設に関する経過措置の規定であり、特例保育所型事業所内保育事業者を除き、5年を10年に改めるものであります。次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。以上、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第54号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 1 1 議案第 5 5 号 鹿追町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 1 1、議案第 5 5 号、鹿追町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 5 5 号は、鹿追町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。水道法が改正され、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入され、目的につきましては、工事を適正に行うための資質の保持及び実態とのかい離の防止を図るため 5 年ごとに指定の更新を要するものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正するおといたしまして、第 6 条は、工事の施工の規定であり、水道法の改正による条文の整理となるものであります。第 2 8 条は、手数料の規定であり、第 1 号は、新規の場合の新規の指定の場合であり、第 2 号は、5 年ごとの指定更新の場合であり、1 軒につき手数料を 1 万円とするものであります。第 3 1 条は、給水装置の基準違反に対する措置の規定であり、条文の整理となるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、令和元年 1 0 月 1 日から施行するものであります。以上、鹿追町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 5 5 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

休憩 10時51分

再開 11時05分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程 12 議案第56号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（吉田稔）

日程12、議案第56号、令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第56号は、令和元年度一般会計補正予算（第3号）となるものです。令和元年度一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1億3,605万円を追加いたしまして、89億1,200万7千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、34ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の旅費でカナダストニイプレイン町への出張費で90万円の追加、花とみどり費で台東区との連携協定に基づきますエコフェスタ台東2019で花苗を配布するため、旅費で8万2千円、需用費、消耗品で4万5千円、役務費で3万8千円のそれぞれ追加、ジオパーク事業費で地域づくりセミナーを実施するため、報償費で13万円、旅費で3千円、需用費、消耗品費で2万円、役務費で7千円のそれぞれ追加、項目、戸籍住民登録費の賃金で161万4千円の減額、民生費、社会福祉費、心身障がい者特別対策費の需用費、修繕料で15万円、償還金で過年度分返還金で256万5千円のそれぞれ追加、老人福祉費の報償費で3万円の追加、在宅福祉費の繰出金で介護特別会計へ9万円の追加、児童福祉費、こども園費の報償費で12万5千円、役務費で9万6千円、委託料で合計33万円、負担金で幼児教育の無償化に伴うシステム改修で252万8千円のそれぞれ追加、衛生費、保健衛生費、トリムセンター費の需用費、修繕料で30万円の追加、へき地保健対策費の需用費、修繕料で30万円

の追加、農林費、農業費、農業開発研究費の賃金で134万6千円の追加、畜産業費の旅費で8万2千円の追加、再生可能エネルギー活用推進費で中鹿追バイオガスプラント修理等で需用費、修繕料で3,129万9千円、工事請負費で3,960万円のそれぞれ追加、負担金で1万円の追加、農業用水事業費の繰出金で簡易水道、下水道合計で905万円の追加であります。土地改良事業費の旅費で40万円の追加、款項、商工費、商工業振興費の賃金で124万4千円、需用費、修繕料で9万4千円、負担金でくらし応援事業補助で1,460万円、マンゴーコンソーシアムに29万3千円のそれぞれ追加、土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、修繕料で600万円、役務費で合計16万4千円、委託料で280万円、公課費で24万円のそれぞれ追加、道路新設改良費の工事請負費で町道改良舗装合計で850万円の追加、住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料で500万円の追加、教育費、教育総務費、事務局費の賃金で123万9千円の追加、車両管理費の需用費、修繕料で17万円の追加、社会教育費、社会教育施設費の備品購入費で4万7千円の追加、神田日勝記念美術館費の賃金で83万3千円、需用費、印刷製本費で85万5千円、役務費で37万4千円、使用料で13万5千円、備品購入費で「人間B」購入で550万円のそれぞれ追加、諸支出金、基金費、基金費の積立金で5万円の追加であります。次に歳入、32ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の地方交付税で5,530万4千円の追加、道支出金、道補助金、民生費道補助金の児童福祉費補助金で252万7千円の追加、財産収入、財産売払収入、物品売払収入の物品売払収入で151万1千円、農産物売払収入で10万円のそれぞれ追加、款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で、町内、仲町にお住まいの星朝子様からまちづくりのため5万円の寄附があり、4万9千円の追加、繰入金、基金繰入金、環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で7,089万9千円の追加、神田日勝記念美術館事業基金繰入金の神田日勝記念美術館事業基金繰入金で550万円の追加、諸収入、雑入、雑入の雑入で16万円の追加であります。以上、一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これより質疑を行います。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

37ページ、中鹿追バイオガスプラント、バイオガスの貯留施設の建設補修修繕の関係でございますけれども、施設ができて13年ということで対応年数も実質きているという

施設でありまして、昨年から、昨年の9月以降ですね一部修理が必要な場所があつて調査して、現在まで至って今、行政側からその処置というか修繕の方法が出てきたわけですがけれども、総額で1億2千万、3月の定例で4,950万、今回7,000万という補正を組んで1億2,000万の事業、修繕入るわけですがけれども、現在、発酵槽1つ止まっている関係でどの程度の処理能力の中で運営している、経営しているのか。それから発電機も当然、発電のほうも落ちているわけですがけれども、現状状況説明いただきたいのと、今回、1億2,000万かければですね当面、本体として動かしていけるといふふうにお聞きしていますけれども、なんせ耐用年数、全体が耐用年数きているわけなんで、多分、次から次、また修繕が必要なものも出てくるかと思うんです。そこで予測のできる機械と確認ができているものに対して説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（城石賢一）

はい。台蔵議員のご質問にお答えさせていただきます。現在、今回、補正で提案させていただいた円柱型発酵槽2基、それと箱型発酵槽4基、この6基の発酵槽で日処理量94.8トンの処理能力でバイオガスプラントのほうを稼動しております。現在、円柱型発酵槽、2基、こちらをですねメインに修繕をさせていただきたいところなんですけれども、内1基をですね今、原料層を抜きましてコンクリート診断調査を終了いたしまして今回、補正の修繕を実施させていただきたいという形でございます。この1基が休んでおりますので、5基の発酵槽で今現在運営をしているところなんですけれども、この5基でですね何とかふん尿、原料となるふん尿のですね受け入れをしているところです。それぞれ予定量ですので、受け入れるよりも少しずつ増やしてですね、1基、休んでいる部分で今現在メタン発酵を実施している状況でございます。できるだけ負荷をかけないようにですね早急に修繕を実施いたしまして、6基、正常な状態でですねメタン発酵のほう実施していきたいと思います。それに合わせてですね発電の状況もですねやはりガス貯留施設、ガスホルダーがですね1基、今、ない状態ですので発電量も大体例年に比べてですね7割程度の発電量となっております。一日も早くですね修理を終わらせてですね通常の運営、やはり売電収益というのは事業で大変な収益になってきますので、一日でも早く修繕を完了をしたいというふうに思っています。また今後ですねやはり施設設備がですね、14年、15年という形で迎えて来ております。今回、修繕を実施させてもらうことによりまして、ほぼほぼ

設備のですね修繕は安定的に動かすことができるんですけども、発電機、200キロの発電機が190キロのほうで、4年前に換えております。100キロの発電機がですね稼働当初から動いておりますので13年ということで大体耐用年数が10年とされているんですけども、できるだけ長持ちをさせてですね使っていきたいということなんですけれども、やはりいきなり止まってですね発電ができなくなるとやはり困りますので、そこらへん、今現在のですね状況を見極めながら、近年中にですね更新計画を立てていきたいと、合わせて消化液散布作業をする2台のうち25トンのスラリータンカーが平成18年購入で8千時間を超えております。やはり1万時間がやはり近いということでそちらにつきましても更新計画を考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。また常時動かすかく拌機、また制御盤のですね計装機器等もですねだいぶちょっと故障も発生してその都度修繕して動かしているんですけども、それについてもですね大幅に壊れる前にですね更新を立てていかなければいけないということを考えておりますのでその辺しっかり更新計画を立てながらですね安定稼働を目指していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

はい、台蔵議員。

○4番（台蔵征一）

耐用年数があって壊れる施設ということは最初から分かっているわけなんでぜひですね今の今回、修繕が必要な状況が多少放置されたというふうな報告も受けていますけれども、今後そういうことがないようにですね、運営運用をですねしっかりと計画を立ててできる限りそれも予算化した中で議会に報告していただきながら、止めることなく進んでいただくことが酪農家にとってもですね期待されている施設でございますのでよろしくお願いいたしますというふうに思います。終わります。

○議長（吉田稔）

答弁はよろしいですか。その他、はい。6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

4番議員との関連もございますので、バイオガスプラントの関係について質問させていただきます。酪農家にとってはなくてはならない施設、利用されている農家について、酪農家についてはこれはなくなっては死活問題ということでございます。現在、この修繕に対しては基金が使われております。全て基金で賄われているところでございます。現在、

利用料として成牛1頭当たり、1万2千なにがしの金額を一旦集めてその内、毎年ですね半額を環境対策ということでお戻しをしているところでございます。料金の改定ということで条例改正をせずに毎年単年度にわたって半分の額を改正をしているということでございますけれども、今回、合わせて1億2,000万の修繕費、今後更新計画によりますと資金も減ってくことが見込まれます。瓜幕については最初からFITの適用を受けて39円と消費税という価格で買い上げていただいて、施設も新しいことで順調に一緒の基金でございますけれども積み上がっているところですが、将来的なこと考えて特にイニシャル、建設当時の建設費について補助残は一般財源ということでございますので基金の積み上げというのは、必要なことと思います。今すぐ回答はいりませんが協議する場を作っていただいて検討して見ていただいたらよろしいかなと思っております。特に毎年の補助事業については議会についても何の意見を挟むところもない状態でやっておられるので、そこらへんについても議会との協議させていただく場も必要ではないかと思っております。町長の答弁、お願いします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。中鹿追のプラントの関係につきましては、昨年来、こういう形でご迷惑をかけております。今回、今回の予算、認めていただいて、今できる限りのしっかりとした修繕をして、一日も早く安定的な稼働とそれから一番大きな収入である売電のほうきちっと進めていくようにしなければならないというふうに思っています。基金のほうもですね今回の修繕、それから当然小さいほうの14トンのほうが今年、タンカー入ります。そういったことで基金のほうからお金を出しているということで、基金の残高もだいぶ少なくなってきました。利用料の関係につきましては、毎年の予算措置の中でやっているということもあります。売電収入ももちろんですが、地域農家さんからの利用料、それから散布料、全体の収入の中で毎年の運営をしているということもございますので、この利用料の還元の関係につきましては、収支の状況を見極めながら今後の課題としてしっかり検討していきたいというふうに思っております。あとバイオの運営全体についてもその都度いろいろ議会の皆さんと相談をしながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（吉田稔）

いいですか。その他、質問。9番、埴渕賢治議員。

○9番（埴渕賢治）

先ほど行政報告の中で「なつぞら」に触れて町長のほうからその報告内容、思いがあったわけでありましてけれども、ここで「なつぞら」の経済効果がどうであるかにちょっと伺ってみたいと思います。もう1点はですね、先ほど説明がありました一般管理費、カナダストニィブレイン、この件についても触れさせていただきたいなと思っております。まず1点目の「なつぞら」の経済効果の中身であります。これは4月から始まって9月、半年間で終わるわけでありまして、大型連休を挟みまして、そして5月の中ごろですね米沢市長から十勝における現況における経済効果は、99億あると明言をされておりました。そのあと神田記念美術館に行きまして、「鹿追どうなの」と職員に問いかけたところ、「いや、本当にびっくりするほどの観覧者である」と。数字においてはですね、その10日間の連休において昨年データ、3カ月に匹敵するだけの観覧者であると。ですから3カ月ということは90日、10日間で9倍に観覧者が多くなったという説明をいただきました。そこで9月で終わるわけですが、現在どの程度の観覧者が来ておられるのか。もう今、聞いた後、4カ月ほどの経過、4カ月目に入っているわけですが、つかみとして9月末までにどの程度入られると推測されているのか、まずそこをお伺いしたいと思っております。

○議長（吉田稔）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

まず8月の25日、馬耕忌が開催された日でございますが、それまでの累計で1万6千人を超えております。ですからそれから1週間以上たつてますので昨日の時点ではおそらく1万7千人は超えているだろうというふうに思っております。今、大体今、8月末で1万7千人を超えておりますので、9月から10月の大体中旬、紅葉の時期までが大体、神田日勝記念美術館はお客さんが結構たくさん入っているというふうに想定しております。このままで行きますと9月もおそらく月3千人に近い人が来てくれるのではないかなというふうに今、考えているところでございます。最終的に来年3月末まで、令和元年度の入館者数ですけれども2万人ぐらいはいくのではないかなというふうにちょっと担当者の方で見えております。以上です。

○議長（吉田稔）

9番、埴淵議員。

○9番（埴淵賢治）

今朝の道新の朝刊を見たときにですね、企画展としてダンボールアート、掲載されておりました。やあ、これはすごいなということでありますけれども、それは他の力を借りながらの表現ということでアートであります。それで10月以降やはり「なつぞら」が終えても余韻として残されているわけですから、担当のほうでまた行政のほうでどういうふうに関後展開をしていこうとするのか。その企画、立案等も含めながら何か考えているのか、このへんも含めて1つお聞きをいたしたいと思います。

○議長（吉田稔）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

今、埴淵議員が言われるように結構神田日勝記念美術館、11月くらいから入館者が大体少なくなってきました。私どもですねその期間にどうやって入館者を増やすかということでこれまでも考えてきたわけなんですけれども、比較的その時期にコラボ展等やるとコラボの関係者の人が入って来てくれたりとか、あと本の原画展等コラボする等これまでできております。それ以上のものっていうのは現状ではないんですけれども、今後せっかくこれだけ「なつぞら」の効果で入館者が増えていますのでこれを何とか活用して今後もたくさんの人に入っていただきたいなど、また来年度につきましては、没後50年ということで神田日勝展を全国展開、ステーションギャラリーですとか道立近代美術館でも展開をしていきますので、それでまたPRをしながら入館者の増に努めていきたいなどというふうに考えております。以上です。

○議長（吉田稔）

質問、9番、埴淵議員。

○9番（埴淵賢治）

分かりました。それで次に移りたいと思います。一般管理費、先ほど副長のほうからですね、カナダストニイプレインという形で説明をいただいたわけでありますけれども、喜井町長が今回の統一選挙において大勝された。喜井町政がひかれたと、それに対してチョイ町長はぜひとも早い時点でぜひ来ていただきたいという要請に答えるべくこの説明であったのかなと思っております。そこで過去にですね、前町長時代に鹿追でSSハウス、消防の南側に、SSというのは鹿追とストニイプレインの頭文字だと思いますけれども、

そういった根拠を作ってきて、向こうから今も短期、中期的に招いております。それで来ていただいた中では英語力というか、教室を開いたり、または趣味を通しての活動、また児童生徒に対しての触れ合いの中で本当に本人も日本文化に触れながら、また向こうの国際人という立場で活躍をされ、何回もそういう場面があるわけですが、過去においてですね同じような内容で向こうにもそういったハウスの根拠、建設することが可能であるかどうかという部分に触れてお話をしたことが懇談の中で吉田町長を通してありますが、その時点では明快な答えが出ず、今日までこういうふうに進展ならずにきているわけですが、せつかくの表敬訪問でありますので1つの過去に解決できなかったことを1つの課題として、今回行った時にそれも盛り込みながら懇談に望んでいただきたいと考えるわけでありまして、そういった実態が担当課長がもし内容が分かればそこで説明をいただき、のちに町長からその意思を確認させていただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

はい。お答えをいたします。今お話のありました、SSハウスでございますが2015年、平成27年度から動いている建物で、ちょうどストニブレイン町との姉妹提携30周年を契機にあそこ建てられて、それぞれの町民が長期滞在できるような設備として整えられていまして、27年度、2015年からですね毎年、2名から3名程度、ストニブレイン町からこちらのほうに訪れて、議員おっしゃっていたように英語教室ですとか、こども園に行って触れ合いをしていただいたり、そのようなことで使われている施設でございます。ストニブレイン町での同じような滞在施設につきましては、ちょっと私のほうも把握をしてませんでした。来年35周年ということもありますので、今年、それから来年も町長、行かれることに多分なりますので、その際にそのような形で協議が進めばいいのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（吉田稔）

はい。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

私のほうからもお答えをしたいと思います。今、埴淵議員さんからお話が上がったとおり、私が就任して間もなくチョイ町長からのお祝いのメッセージ等をいただき、その時にできるだけ早くお会いができればというお言葉をいただいたということもありまして、今

回、現地では駆け足というか、行き帰りでも4日間くらいかかってしまうので、現地では3日か4日くらいしか向こうに滞在する時間はないですけれども、その中でチョイ町長だとか町の関係者、教育委員会関係者等々との懇談の時間を何とか確保したところであります。今、いわゆるSSハウスのものを、現地カナダにということ、私もそういう話があったということは承知をしております。今回は、来年35周年を迎えるということで、そういう記念事業の話だとかいろんなお話ができればなというふうに思っておりますので、今、お話があった件についてもですねちょっとどういう考え方、それからどういった問題があるのか。ちょっといろいろ検討は必要かと思っておりますけれども、この懇談の中で話題にしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

質問。埴淵議員。

○9番（埴淵賢治）

相手あることですから、どういう答えが出てくるか別としてもやっぱり押していくという思いをやっぱり伝えるという部分を大事な部分だと思います。私もですねこういう立場になりましたけれども、立場というのは議員になって21年目ですけれども、平成12年のときに1番初めにカナダ、ストニブレインに訪問させていただきました。その時には人口が9千人であったわけですけれども、今日、数年前の話を聞きますと1万6千人台に本当に日本と違って向こうはどんどんどんどん人口は増えてきてエドモントンのそういった副都市と言わないまでもそういったベットタウン地になっているということで、多くの会社が建設されて、それに社員、従業員も伴ってそういう状況にあるのかなと認識をしているわけでありまして。日本と違ってアルバータ州は、10州、そして準州入れと13あるわけですけれども、その中でも州としては、州税はあそこだけが取っていないところなんです。それだけに財政力豊かだなというふうに思っておりますけれども、日本は一般市、5万人じゃなきゃならないけれども、向こうは1万人でなれるという情報も入っております。しかし、なると州政府のほうからインフラが相当強く要望されてきますので、前の町長であるコーワン町長はですねこのままでいいんだというお話をしておりましたけれども、本当に財政力がますます町税の中の町民税、固定資産税、自動車税含めて同じシステムになっているかどうか分かりませんが、そこも含めながら財政力豊かな中で今年であるのか、今年も含めながら、来年、今、町長、担当課長の説明では35周年であると、そういった節目でもありますのでぜひとも1ついい形で向こうに接触していただきたいな申

し上げて終わります。

○議長（吉田稔）

答弁。

○9番（埴淵賢治）

よろしいです。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。はい。その他、質疑、8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

はい。この間の神田日勝記念美術館の馬耕忌に非常に私も手伝いに出たわけですが、623名、それ以上入ると、これ消防法が違反になるのか何かあったんですけども、あそこまで人が入ったというのは私は記憶にはなかったんですけども、その時に来られなかった人がその5倍いると、600の5倍、3千人いたということも聞いております。それだけに注目されたイベントだったんですけども、隣に座った人に、お客さんに、待っている人に、袋それぞれ渡して、入場された人に記念の袋、渡したんですけども、その中に確認したら残念なことに鹿追の観光案内だとか、こんな町が鹿追ですよとか、それからその中にせっかく来たんで鹿追のファンになってくださいということで、例えばふるさと納税の案内を出すとか入れるとかそういうことができなかったのか、何かそういうことをやっちゃいけないということがあったのか。こういう日勝館のイベントですけども、友の会のイベントですけども、それじゃなくてやっぱりこういう全国から集まって来る機会にですね横の連携、例えば商工観光とか道路案内だとか、その日休みにかかわらず多くのボランティアで交通案内していたわけですけども、そういったこの町のファンをいかにして町の観光大使をですね、なっていただきたいという熱意をですね、どうして発想がなかったのか。そのへんをお聞きします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。馬耕忌も私も会場に行っていました。本当に全国各地から、特に吉沢亮さんということもあって、本当に私が見た感じでは9割ぐらいは女性の方だったのかなと思います。そして確かに配られたもの、私も同じものもらいましたけれども、今、狩野議員さんがおっしゃるような町の関係のものは確かに入っていなかったかなとい

うふうに思います。確かにそのへんの連携というか、せっかくそういう機会であるのに、そういった連携というか確かに取れていなかったのかなというふうには思っています。せっかくの機会というのはもちろんそのとおりですので、今後、全体的に言えますけれどもやはりどこの課の仕事だとかということではなくて、大きな行事は大体皆、全町的にいつこんなことがあるというのは大体分かるわけですからそのへんの連携をやっぱり、今後もっとしっかりとしてPRできることはその課だけの仕事ではなくて、町全体のことというふうに取り組んでいく必要があるというふうに思っていますので、今後はそういったご指摘を受けることがないようにできるだけしっかり連携を取ってやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

「人間B」の購入ということで拡大的に質疑を許してはいますが、実際的には「なつぞら」等々についての予算はありませんので、質疑等々もそのへん考慮して質疑をしてください。よろしいですか。質疑ありませんか。他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第57号 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（吉田稔）

日程13、議案第57号、令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第57号は、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）となるものです。令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ378万2千円を追加しまして、総額を7億4,742万9千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、48ページよりご説明いたします。保健事業費、項目、特定健康診査等事業費の需用費、消耗品費で6万7千円、役務費で11万5千円、委託料で330万円のそれぞれ追加、諸支出金、償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金の償還金で30万円の追加となるものであります。次に歳入、前ページからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で30万円の追加、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で348万2千円の追加であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第57号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第58号 令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（吉田稔）

日程14、議案第58号、令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第58号は、令和元年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）となるものです。第1条、令和元年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第2条に定めます業務の予定量の補正であり、（5）建設改良事業1有形固定資産購入費「462万3千円」を「500万1千円」とするものであります。第3条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、かっこ書中の資本的収入が資本的支出額に対し不足する額、「462万3千円」に37万8千円を追加しまして、「500万1千円」に改め、支出の補正は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費に37万8千円を追加しまして、補正後の額を4,758万9千円とするものであります。補正の詳細につきましては次ページの補正予算説明書によりご説明申し上げます。資本的収入及び支出の支出で、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で薬袋プリンター購入で37万8千円の追加であります。以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第58号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第59号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉田稔）

日程15、議案第59号、令和元年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第59号は、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）となるものです。令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ200万円を追加しまして総額を1億5,454万6千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、57ページよりご説明いたします。事業費、水道施設費、施設管理費の需用費、修繕料で200万円の追加であります。次に歳入、前ページから説明申し上げます。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で200万円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第59号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第60号 令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（吉田稔）

日程16、議案第60号、令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第60号は、令和元年度下水道特別会計補正予算（第2号）となるものです。令和元年度下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ705万円を追加しまして、総額を3億7,091万6千円とするものであります。補正予算の内容につきましては歳出、64ページよりご説明申し上げます。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の需用費、修繕料で45万円、工事請負費で660万円のそれぞれ追加であります。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で705万円の追加であります。以上、下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第60号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決とおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしたいと思えます。再開は午後1時といたします。

休憩 11時55分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程17 議案第61号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2

号) について

○議長（吉田稔）

日程17、議案第61号、令和元年度鹿迫町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第61号は、令和元年度介護保険特別会計補正予算（第2号）となるものです。令和元年度介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ337万4千円を追加しまして、総額を5億1,412万9千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、74ページよりご説明いたします。保険給付費、介護サービス等諸費、高額介護合算療養費の負担金で49万4千円の追加、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、認知症総合支援事業費の需用費、印刷製本費で14万6千円の追加、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で過年度分返還金で273万4千円の追加であります。次に歳入、71ページからご説明いたします。款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で14万4千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で9万9千円の追加、国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で2万9千円の追加、地域支援事業交付金の現年度分で5万6千円の追加、道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で6万2千円の追加、道補助金、地域支援事業交付金の現年度分で2万8千円の追加、款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で13万3千円の追加、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で6万2千円の追加、地域支援事業繰入金の現年度分で2万8千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で273万3千円の追加であります。以上、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第61号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程18 認定第1号 平成30年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

日程19 認定第2号 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程20 認定第3号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程21 認定第4号 平成30年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程22 認定第5号 平成30年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程23 認定第6号 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程24 認定第7号 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（吉田稔）

日程18、認定第1号、平成30年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、日程19、認定第2号、平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程20、認定第3号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程21、認定第4号、平成30年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程22、認定第5号、平成30年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程23、認定第6号、平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程24、認定第7号、平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、以上7件、関連がありますので一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

認定第1号から認定第7号は、平成30年度鹿追町一般会計、6特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度鹿追町一般会計歳入歳出決算、6特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。認定を付議いたします7会計のうち、病院会計を除きます6会計の決算概要については、各会計歳入歳出決算書の各会計別決算書総括表によってご説明申し上げます。なお、平成30年度一般会計等の財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率がマイナス7.71%、連結実質赤字比率がマイナス17.78%、将来負担比率がマイナス16.2%であります。実質公債費比率につきましては3カ年平均で9.8%となり若干上昇いたしました。財政構造は健全性を維持していると判断をしているところであります。それでは各会計の決算概要をご説明いたします。決算書の1ページをお開き願います。

一般会計より申し上げます。歳入歳出予算額87億9,707万5千円に対しまして、歳入決算額81億5,606万5,383円、歳出決算額78億1,962万2,407円であり、形式収支で3億3,644万2,976円の決算剰余であります。これより翌年度繰越財源として、繰越明許費の一般財源4,264万5千円を控除いたしました2億9,379万7,976円が実質収支の決算剰余となりましたので、決算認定を賜りましたならば、地方財政法第7条第1項及び鹿追町減債基金条例第2条の規定によりまして1億4,700万円を減債基金に積み立てし、残額の1億4,679万7,976円を純繰越金としたいとするものであります。

次に特別会計の国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出予算8億2,190万8千円に対しまして、歳入決算額8億2,499万4,133円、歳出決算額8億1,563万4,306円であり、形式収支並びに実質収支は935万6,107円の決算剰余であります。

簡易水道特別会計は、歳入歳出予算額1億3,925万3千円に対しまして、歳入決算額1億3,965万3,111円、歳出決算額1億3,744万6,619円で、形式収支並びに実質収支は220万6,492円の決算剰余であります。

下水道特別会計は、歳入歳出予算額3億5,042万6千円に対しまして、歳入決算額3億5,120万5,327円、歳出決算額3億4,621万2,704円で、形式収支並びに実質収支は499万2,623円の決算剰余であります。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算額5億2,899万円に対しまして、歳入決算額5億2,784万4,274円、歳出決算額5億1,708万8,274円で、形式収支並びに実質収支は1,075万6千円の決算剰余であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算額8,827万9千円に対しまして、歳入決算額8,698万2,568円、歳出決算額8,610万8,231円で、形式収支並びに実質収支は87万4,337円の決算剰余であります。

次に、国民健康保険病院事業会計についてご説明いたします。決算書が別となっておりますので決算書の1ページをご覧くださいと思います。決算額の区分ごとに2段で数字が表記されておりますが、下段の消費税を含んだ額でご説明させていただきます。収益的収入及び支出につきましては、歳入予算額7億1,345万7千円に対しまして、歳入決算額7億1,625万2,640円、歳出予算額7億3,517万8千円に対しまして歳出決算額6億9,775万2,950円であり、差引1,849万9,690円が税込決算の形式的利益となり、これから薬品購入の際の消費税1,040万4,321円及び資本的支出の消費税208万8,288円の合計1,249万2,609円を差し引いた600万7,081円が当年度純利益額となります。次に2ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出であります。歳入予算額4,668万3千円に対しまして、歳入決算額4,668万2,585円、歳出予算額7,032万5千円に対しまして、歳出決算額7,032万4,473円でありまして、差引マイナス2,364万1,888円につきましては、まず過年度分損益勘定留保資金で2,155万3,600円、さらに残額の208万8,288円は、当年度分消費税及び地方消費税を補てんいたしております。なお、7特別会計の決算資料につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。以上、認定第1号から認定第7号の平成30年度一般会計、6特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。ご審議の上、認定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く9人の委員で構成する平成30年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案については平成30年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。地方自治法第98条第1項に基づく検閲、検査権について平成30年度各会計決算審査特別委員会に委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。地方自治法第98条第1項に基づく検閲、検査権について平成30年度各会計決算審査特別委員会に委任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は半と1時半といたします。

休憩 13時15分

再開 13時30分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の平成30年度各会計決算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。平成30年度各会計決算審査特別委員会委員長に安藤幹夫委員、副委員長に加納茂委員、以上のおり互選されましたので報告をいたします。なお、平成30年度各会計決算審査特別委員会の日程が、9月16日、9月17日、9月18日の3日間として審査されることに決定しましたので併せて報告をいたします。

日程25

議員の派遣について

○議長（吉田稔）

日程25、議員の派遣についてを議題といたします。北十勝4町議会正副議長会議参加等のため、会議規則第127条によりお手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。議員の派遣については原案のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会をします。

散会 13時32分

令和元年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 令和元年 9月11日(水曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

3番 畑 久雄 議員

2番 山口 優子 議員

5番 加納 茂 議員

9番 埴 賢治 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 清水 浩徳議員

2番 山口 優子議員

3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員

5番 加納 茂議員

6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員

8番 狩野 正雄議員

9番 埴 賢治議員

10番 安藤 幹夫議員

11番 吉田 稔議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

農業委員会会長 菊 池 輝 夫

教育委員会教育長職務代理者 白 井 あや子

代表監査委員 野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	渡辺雅人
総務課主幹	葛西浩二
会計管理者	津川修
企画財政課長	草野礼行
町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
農業振興課主幹	城石賢一
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	大上朋亮
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	東原孝博
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
総務課係長	土田佳幸
企画財政課長補佐	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和元年9月11日（水曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

ここで報告いたします。大井和行教育長が欠席する旨の届け出がありました。代わりに臼井あや子教育長職務代理者が出席しております。以上で報告を終わります。

日程1

一般質問

○議長（吉田稔）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。標題はですね、「サイクルツーリズムによる観光振興について」であります。要旨を述べます。喜井町長は就任時の町政執行方針の中で、観光活性化のため「重点道の駅」とサイクリングロードの整備を検討すると述べられました。地域活性化のための施策として非常に期待するものでございます。なかでも最近注目されているサイクルツーリズム（自転車観光）は道内を訪れる台湾の方等に観光客に人気があります。地域間の連携や広域の観光周遊ルートを整備して愛好者を受け入れるためには、安全確保、天候、自転車の故障等に対応できる環境整備が必要です。サイクリストの情報発信サイトには、北十勝ルートとして帯広駅をスタートして瓜幕と然別湖が主要ポイントに紹介されております。これから深まる秋の季節には素晴らしいスポットであります。観光活性化の方策について、今後どのように魅力を発信し整備を進めていくか伺います。1、サイクルツーリズムの振興と受け入れ環境の整備を進める考えは。2、自転車初心者が体験できるサイクルステーションとしての、道の駅うりまくりにレンタサイクル、ラック、空気入れの設置は。3、然別湖畔から山田温泉までモデルルートに設定し、山田温泉をサイクリストの休憩施設としての活用はできないか。4、士幌町に続いて上士幌町でも道の駅の建設が進められております。本町にある2つの道の駅をどのような姿の「重点道の駅」に整備していこうと考えているか。以上、伺います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは、「サイクルツーリズムによる観光振興について」と題しまして、4点にご質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。1つ目の「サイクルツーリズムの振興と受け入れ環境の整備を進める考えは」についてでお答えをいたします。サイクルツーリズムにつきましては、健康志向や環境意識の高まり等により、全国各地において大小さまざまな取り組みがなされており、十勝管内におきましても、サイクリングルートが数ルート設定されている中、サイクリストが管内の道路を走行している光景をよく見かけます。鹿追町においては、平成30年度から「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会」という、今治市長を会長とする全国で353団体が加盟している会に本町、町として加盟をし、自転車を活用したまちづくりを推進するための提言・要望等を国に対して行なっているところであり、今年7月には、道内27団体が加盟する北海道ブロックの会議が開催をされておまして、本町からは私はちょっと行けなかったんですけども担当課長が出席し、サイクルツーリズムの推進等についての意見交換がありました。会議の中では20ほどの意見が集められたというふうに聞いておりますけれども、サイクリング関係のイベント等によるサイクリストの増加から一定の効果は感じるものの、施策の成果・効果の測定に苦慮をされており、住民の気運醸成を図る取り組みが検討課題になっているという意見が多くある中で、ある町では近隣町との連携による取り組みや、町全体をコースに設定し、飲食店も参加できるサイクルイベントに取り組んでいる町の取り組み等も紹介されたというふうに聞いております。本町といたしましては、先ほどの会議の情報等も含め、道内外のサイクルツーリズム関連の情報を収集し、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。2つ目の「自転車初心者が体験できるサイクルステーションとして、道の駅うりまくにレンタサイクル、ラック、空気入れの設置は」についてお答えをいたします。レンタサイクル、ラック、空気入れにつきましては、道の駅うりまくには、ラックおよそ15台分、空気入れ2台、さらにパンク修理キットも設置し、このことは道の駅しかおいにおいても同様の状況であります。レンタサイクルについては、道の駅しかおいに5台の設置に対しまして、道の駅うりまくには設置されておられません。道の駅うりまくにサイクルステーションとしてレンタサイクルを設置することについては、道の駅しかおいにおけるレンタサイクルの現況が、1日の貸し出し台数が多くて2、3台ということから、道の駅しかおいと連携した対応等を含め検討をさせていただきます。ご質問3つ目の「然別湖畔から山田温泉までモデルルートに設定して、山田温泉をサイクリストの休憩施設としての活用は」についてお答えをいたします。本年4月の幌鹿峠が約2

年8カ月ぶりに開通し、開通前日におきましてサイクリングイベントを開催したところがあります。その際、参加者からとったアンケートの中には、然別湖を眺めながらのサイクリングはとても気持ち良かった等というご意見もあったところであり、山田温泉が再開されるまでには、建物前の駐車スペースを休息する場所としてご活用いただき、山田温泉が再開した際には温泉に入りながらサイクリングを楽しんでいただく等の検討をしております。4つ目の「本町にある2つの道の駅をどのような姿の重点道の駅に整備していこうと考えているのか」についてお答えをします。重点道の駅につきましては、国土交通省が地方創生や地域活性化の拠点の形成等を目指した道の駅の新設、またはリニューアル等の企画提案を募集し選定されるものであります。重点道の駅の想定される機能には、地域外から活力を呼ぶ「ゲートウェイ型」とする地域の観光総合窓口機能、外国人案内所や免税店等のインバウンド対応機能、地方移住のワンストップ機能等があり、また、地域の元気をつくる「地域センター型」とする、6次産業化等の産業振興機能、高齢者住宅等の地域福祉機能、災害時の防災拠点や防災教育等の防災機能が挙げられます。これらの機能を複合的に持たせることにより、道の駅が活力を呼び、雇用を創出して地域活性化の好循環となる取り組みが期待できるものとして、国から重点的に支援されるものが「重点道の駅」であり、休憩施設等は社会資本整備総合交付金の重点配分や複数の関係機関の制度の活用等についてワンストップで相談できる体制を構築する等、ハード・ソフト両面からの支援を受けることができます。今後の道の駅のあり方につきましては、議会をはじめ多くの方のご意見を聞かせていただく機会を設け、それをもとに検討を進めてまいりたいと考えているところであります。以上、議員のご理解を申し上げて答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

狩野議員、再質問ありますか。狩野議員。

○8番（狩野正雄）

順次、再質問させていただきます。今回、サイクルツーリズムというものを町に浸透させていくためにはどうやって設備を拡充させていくかという課題がございます。最近の新聞でもありましたようにこういう「トカプチ400ルート」、400、8の字型を十勝で結んでですね北十勝と南十勝、これを8の字型にこれ400キロあります。北だけで200キロあるわけですから、これ非常に夢のある構想だなというふうに感じております。その中でそこにはですねやはり1つの町だけでは完結できない、広域が連携してこういう観光

客を呼び込むような施策が今求められているのではないかとこういうふうに感じます。それと同時にですね、連携した形ですね、観光の場所、観光のできる場所というか、食、おいしい食べ物をですね味わえるポイントだとか提案、それからそういうものをいろんな町と情報交換しながらやる、またフラッグというかペナントですか、そういうものを立ててですねここは休憩場所ですよとか、ここはちょっとした故障にパンクの故障に対応できる場所ですよというそういうようなですねお知らせの場所が必要かなというふうにも思います。特にですね最近ですか、北海道のツールド北海道がありましてですね帯広から音更を通ってずっと足寄、北見まで、こういうのも本当にレースとしても盛り上がっている。以前、何年か前ですか、この前の国道をですねツールド北海道、通りましてですね然別湖、それから幌鹿峠越えて、三国峠越えて、そういうレースもここで実際ありました。私も応援に行ったんですがあつという間に通り過ぎて行っちゃってね、何かまず速いなという感じでした。というのは私が言うのはそういったプロみたいなのとか上級者ではなくてサイクリング初級者、初心者、これをどうやって取り込むかということがですね課題かなというふうに思います。上級者はね、非常にいろんな情報を持っているわけですけども、これからの時代はですね初心者に安心して取り組んで、それから入ってきてもらう。そういうことが必要かなと思います。最近気付いたんですが、一昨日の各施設巡りのときに、然別湖の行く途中の扇ヶ原展望台等にですね路面表示でサイクリング者の通行の案内が付いているんですね。いつの間にか付いていたんです。ああいうのをね非常にこう安心するんじゃないのかなというふうに思います。それでよく言われるのがドライバーが駒止湖とか然別湖の湖畔から山田温泉までの間、非常に狭い。車のすれ違うのも非常に緊張するんですけども、そこにサイクリングしている人がいたらちょっと怖いという思いもしますのでやはりそういう受け入れ体制として路面表示だけじゃなくて案内標識というか、そういう人が通ってますよという、こう標識をですね付ける必要があるかなというふうに思います。それから今の答えではですねサイクルラックとか空気入れは2台揃えているというふうにもありました。しかしですねこれについてサイクリストに聞いたらですね、ママチャリの空気入れでは用を足さないんですって。サイクル専用の自転車はですねフレンチバルブというんですか、フランス製のバルブで構造が全然違うらしいんですよ。私も見せてもらいました。そういうですねフレンチバルブなんかに対応できるような空気入れでないと、そういうものをちゃんと情報をねきちっと把握して設置することがねやっぱり必要だなということも思います。それからレンタサイクルですか。それについてもですね少し前

になりますが、根室のほうに明郷というところにありまして、伊藤牧場に視察に行きました。そのときですねそこはフットパスを取り組んでいるんです。フットパスを取り組んでそういうことで観光客を呼び込もうと努力しているんですが、そこにレンタサイクルがありました。その社長さんが言うにはですね、「ママチャリなんて置いたって誰も興味を示さないんだ。やっぱり、非日常をね味わえるんだったら本当に普段乗れないようなレンタサイクルがあると乗らさるんだ。形から入る人が多いから、ウェアもそうですけどヘルメットかなんかも用意してあげる、そういうですね、非日常をねここで実現してくださいという提案をね考えなければだめですよ」ということでした。その明郷の伊藤牧場の社長さんはですね、どこをこう参考にしてこのフットパスを考えたんですかと聞いたんですよ。そしたらね、実はあなたたちの住んでいる鹿追町に何度も通ってですね観光客誘致、それからそういうツーリズム考えたという、鹿追町をね随分参考にさせてもらったという話を伺いました。そのときの黒井課長も一緒に同行してもらいましたけれども、非常にそういった非日常のね場面をどうやって演出するかをねやっぱり考えていく必要があるなというふうに思いました。またこの報告の中ではですね今治市長が会長さんということでしたが、昨年、同僚議員とですね広島県の尾道に行きました。尾道はですね非常にサイクリングロードやって楽しんでいるツアー客がいっぱいいました。その人にちょっと聞いたら「どこに行くんですか」と聞いたら、「私たちこれから四国に行くんです。しまなみ海道を自転車専用道路があるんです。それを利用してですね、全国からここを来て四国に行く挑戦をしたいんだ」ということで、非日常がそこに挑戦できることが提供されているんだと、また富良野それから美瑛に行ったときもね、ここは台湾のお客さんがね集団で旭川空港に降りて、美瑛、富良野を回るルートになっているんです。この次はですねそういう台湾からのですねお客さんをぜひこの鹿追町、それから北十勝、糠平、それから十勝三股、士幌、上士幌、そういう連携を取ってですねそういう外国からのサイクリストもですね呼び込めるような考え方を皆で考える必要があるんじゃないかと思いたすがいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。この自転車、平成29年に「自転車活用推進法」という法律ができて、翌30年には北海道で「北海道自転車条例」というのも制定をされています。今、狩野議員おっしゃったようにこの自転車観光の関係については本当に訪日外国

人が増加していること、そしてその訪日外国人の方の観光スタイルというのが物の消費から体験型観光に移っているという状況もあってインバウンド効果も全国に拡大するためには、自転車を活用した観光地域作りが有望ということで国も本腰を入れて対策というか法律等を制定しているところであります。先ほど北海道の北海道ブロックの会議、自転車活用をする市町村長の会議の北海道のブロック会議でもいろんな町から課題や悩み等もいろいろ出されております。全て私、資料しっかり読んだわけではないんですけども、それぞれ地域でいろんな課題がありますし、今、議員さんがおっしゃったような体制の整備、ハード的な部分それからそれ以外の部分、たくさんあろうかと思えます。この会に管内でも3つ、4つの町も加盟していますし、先ほどおっしゃったトカプチ400、これについては帯広駅を発着とするコース、当然幌鹿峠、然別湖、これも一応ルートに入っています。今、具体的にどこをどうまでというのはまだそこまでしっかりと精査はできていませんけれども、しっかりと各地の状況だとかそういうのをしっかりと研究して今後どういったふうに環境整備をしていくかちょっと時間をいただいてしっかりと考えていきたいと思えます。道路の整備なんかも絡むとすれば国だとか道だとかともいろいろ相談しながらということも必要になろうかと思えます。そうしてやはり湖畔から山田温泉まで非常にいいんですけども道路が非常に狭い状況もありますので、そういうことも含めてしっかりと関係機関にも要請等を引き続き行いながら研究を進めてまいりたいと思えますのでよろしく願いをいたします。

○議長（吉田稔）

ここで申し上げます。大変議場内が暑くなってきましたので、上着を脱いでも結構ですのでお願いします。はい。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

やはりこれからどうやるか、これからの話なんですけれどももう既に取り組んでいる南側の中札内ではですね食とサイクリングを合わせたグルメフォンドというのをやっているんですね。そういうことにあるのと、それとサイクリストがね何かこう完走したポイントポイントこう回ってきたら完走証もね認めて、それ1枚だけもらうだけでもすごくうれしいって言うんですよ。そういうポイントに行きましたよと言ったら間違いなくあなたは完走したということでそういうこともあってもいいかなというふうに思います。またこういう使い方できないかなと既存の施設ありますけれども、例えばですね瓜幕のライディングパーク、あそこはね使い方によっては面白いことができるんじゃないかと私考えている

んです。というのはね、外周コース、800メートルか1,000メートルあるのかな。それからあそこにばん馬用の障害がある。あそこをね年に1回、何時間かしか使っていない場所ですけどもね、あそこにですね最近はね雪道を走れる自転車、タイヤの太いやつが出てるらしいんですよ。ですからそういうものをですね持ち込んでくれる人を対象にですね、例えば、世界ウインターオフロード大会なんていうのもね打ち上げて、台湾の雪なんかのない台湾とかそういったところからぜひ挑戦者をですね迎え入れる。またですね砂地ですけども雪道もあるそういう非体験ができる、普通は舗装道路は走らないけれどもオフロード、ここでレースやりますよとか体験できますよというとか何かこう面白いことできるんじゃないかと、そういう世界に向けたですねこうイベントの発信、これね、ぜひともやりませんか。いかがですか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。ご提案ありがとうございます。今お話あったことについては、いろいろ研究をさせていただきます。会場のこと、それからいろんな課題あるかと思しますのでしっかり検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひそういったですね今ある施設をうまく利用したイベントなんかも考えてですね発信する。明郷の伊藤さんにも言われています。鹿追はですね全道のそういう観光事業のお手本になっているんだということをいま一度振り返り、まだまだ鹿追はですねそういうことに挑戦できるものがあるんだということを示していきたいなど。そこでですね先日、視察調査行きて山田温泉を見させていただきました。今回の中でサイクリストの休憩場所に考えたいということだったんですが、休憩場所に使うにはちょっと問題ありそうでした。今の現状でこれ以前、4年前ぐらいですかね、福原さんから無償譲渡、施設がありました。そのとき皆で見に行きました。そのときと何ら数年前と変わっていません。変わったのは温泉の前に大きなフレコンバックがありました。今にも引き上げたらバラバラと落ちる、壊れそうなフレコンバックでした。これはですね、然別湖の中でも、大雪山国立公園の中でも開発とかそういうもの施設の建設とか非常に厳しい規制のかかった特別指定地域にあ

るんじゃないんですか。そういうところに建設廃棄物が道路の脇に置いてあるというこういう現実はですねすぐにでも直さないと環境省から指摘を受けますよ。こういう状態を特別指定地域に放置してはいけません。ですから建設するに、やる前にですね、そういった周辺の廃棄物の処理、今すぐやらなければいけません。いかがですか。いつまでやりますか。誰がやりますか。教えてください。

○議長（吉田稔）

狩野議員に申し上げます。主旨と若干違っておりますのでテーマ等々も含めてですねこれから再質問等々にも気をつけていただきたいと思います。

○8番（狩野正雄）

今3番に関連して言いました。

○議長（吉田稔）

自然、廃棄物等々の申請は出されておられませんので、これはサイクリングロード等々、またはモデルルート等々の発信でありますので、その一貫として答弁されていますけれども、主旨と若干違っておりますので申し添えておきます。答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

はい。今の廃棄物というか今、改修に当たっての端材等が置かれているという件につきましてお答えさせていただきます。やはりその状況については1日も早く処理をしたいというふうに考えてございますが、それぞれの廃棄場所等々がありますので、そちらのほうもちょっと時間をいただきまして、1日も早く改善するように処理させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

今の私の質問はですね、3番のサイクリストの休憩施設を設けるそのための条件をね、整備しないといけないということの関連であります。ああいうものがこう無造作に置かれていたのではね休憩場所としてふさわしくないということの趣旨でありました。

○議長（吉田稔）

狩野議員に申し上げますけれども、これはまだ改装しておられませんので、今現状的に工事中でありますのでそこら辺りも勘案した形で質問して下さい。

○8番（狩野正雄）

分かりました。そういうこともどこが責任を持ってやるかというかも活用方法の中に考えていただきたいなど。それから4番に入ります。4番はですね、重点道の駅の整備、これやはり今、上士幌もやっています。これから音更もやるということも聞いています。やっぱりそういった大きな道の駅がこれからどんどんできたときに、そういう道の駅を結ぶ観光が非常にあります。そういう中で自転車でこう回ってきた人にはですね特典があるような、そういう道の駅を回ってきたサイクルツーリストに特典をあげるようなものを重点道の駅として考えていったらいいんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。先ほどの山田温泉の廃棄物等々については、当然町でいろいろ補修等をしておりますのでそのへんしっかりと問題のないように対応していきたいというふうに思います。道の駅の関係でありますけれども、議員おっしゃるように士幌は既に整備をされて数年たっていて、現在、上士幌町、それから音更町でも計画されております。また今日の新聞に出てましたけれども、音更では十勝川温泉のところを、2カ所目の道の駅という形になるのでしょうか。若干お金を掛けて整備をするという記事も出ておりました。道の駅につきましては、そもそもはドライバーが立ち寄るトイレだとか休憩施設として生まれたんですけれども、だんだん進化を遂げて今のような状況になっています。道の駅だけを巡る方も本当にたくさんいらっしゃるぐらい、そういうものになっています。また特にこの北十勝だけでいってもそれぞれの町の道の駅整備をされることによって、本当にこの地域を周遊する方も増えてくるということも当然考えられます。今、ご提案があったサイクリスト等にも同じようなことが言えると思いますので、この鹿追の2つの道の駅のあり方ということについては、先ほどもお答えをしましたがけれども、今後どういうふうにならぬかの形で整備なりということは当然考えていかなきゃならない時期になっているというふうに思いますので、今のようなお話も含めて、しっかりとまず内部で検討を進めさせていただいて、そして皆さんとご相談をしながら、今、本当に道の駅大きくなっています。今、計画されている音更町さん、それから上士幌町さんの施設を見ると、全体的の施設をいうと平屋で2千平米くらいの規模ということになってますので、これ単純にやっても十数億円の費用が掛かるということになりますので、この財源も含めしっかりと慎重に考えていかなければならない課題だというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたし

ます。

○議長（吉田稔）

再質問。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

先ほどの答弁にもありましたように道の駅がですね災害時の防災拠点、防災協力、そういう産業振興機能も持たしてあるんだということでありました。数年前ですけれども、栃木県の茂木町を道の駅を見学したことがあります。そこはですね6次産業化で物作りの拠点にもなっている。また、今、今日、昨日と台風の影響で千葉のほうでは停電がありますけれども、そういった災害時の駆け込み場所、そういう機能も非常にこれから充実させていかなければならない。そういうことでドライバーがこの地域は冬は吹雪もあるわけです。吹雪で立ち往生した時にどこに行くかということで、そういった防災、災害の避難場所としての機能、非常に期待されております。そこでぜひ検討してもらいたいのは、あそこに非常口がありますが、そういうこの機能を場所につけてですね、ドライバーがここに非常避難場所があるんだということをですね知らせていく、ピクトグラムというらしいんですけどもね、用語では、そういうものもうちょっとでかいものをですね付けてですね、茂木町では本当にそういうものを幹線道路とかですけれども、そういった人たちが避難場所が分かりやすいような工夫もされておりました。そういった防災拠点作りも考えた道の駅の機能の強化、それから充実、ぜひ期待しますのでよろしく。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

道の駅の果たす機能、先ほど地域外から活力を呼ぶ「ゲートウェイ型」、それから地域の元気を作る「地域センター型」今大きくそんなふうに国では区分をして考えているというふうに聞いているところであります。防災の機能につきましては今ご提案がありましたような話も含めて現状でもできることあると思いますので、しっかりと研究をしてよりよい道の駅という形には当然していかなければならないと思っていますので、いろいろ研究をさせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○8番（狩野正雄）

終わります。

○議長（吉田稔）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

議長のお許しをいただきましたので通告に従って一般質問をさせていただきます。標題、「観光会議と町のPRについて」、要旨、わが町の農業、観光、教育の3本柱を主とした観光会議について、以前よりその重要性を認定されておることと存じますが、観光シーズンもあと1カ月余り、天候不順もありますが、なかなか予想される来客数に達しない現状かと思えます。以下2点についてお尋ねいたします。1、今年度目標の数値とそのための施策は。2、施策別にPRの方法と、令和元年度予算額、その実施内容についてお伺いいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

畑議員からは「観光会議と町のPRについて」として、2点ご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。1つ目の「今年度目標の数値とそのための施策は」についてお答えをいたします。鹿追町としては、観光入込客数の100万人という大きな目標がありますが、現在は災害前の80万人台に戻すことを当面の目標としております。今年度の入り込みにつきましては、6月までの集計で、前年比3万人増の74万2千人となった昨年の各月を若干上回る数値で推移しており、7月から紅葉の時期までの入り込み、さらには、冬の然別湖コタンの入り込みに期待をしているところであります。入込客数に対する施策につきましては、後ほど詳しくお答えさせていただきますが、町と観光協会における取り組みが鹿追町全体の観光振興を促進させるものとして、各種イベント、国内外のツアー造成に向けたプロモーション等を実施しているところであります。2つ目の「施策別にPRの方法と、令和元年度予算額、その実施内容は」についてお答えをいたします。町における施策としては、グレートフィッシング、花火大会、7000人おどり、十勝シーニックバイウェイでの活動、総合パンフレット活用、海外プロモーション等の継続事業と、なつぞら関連近隣町との連携、インバウンド向けモデルコース造成の新たな取り組みがあります。PRの方法はホームページへの掲載、イベントチラシ・パンフレットの配布が主であり、予算は商工費の中で約1,220万円を事業費として実施しております。実施内容についてであります。ホームページへの掲載は、町・観光協会のほか十勝観光連盟をはじめとする関係機関におけるホームページ上において、イベントチラシは新聞折り

込み・行政区回覧の利用のほか、近隣の観光案内所等へ配布し、パンフレットは、札幌市をはじめとする観光案内所、官公庁、観光事業者、各種イベント、職員の出張・視察の折においても活用しております。この他、海外プロモーションでは、ここ数年は、台湾またはタイの旅行会社30数社を訪問し、ツアーの造成を働き掛けをしております。次に観光協会における施策としては、修学旅行誘致プロモーション、然別湖における湖水開き、道の駅イベント、白蛇姫まつり、さっぽろオータムフェスト、ハッピーバースディキャンペーン、然別湖コタンの継続事業と、幌鹿峠開通イベント、なつぞらスタンプラリー、なつぞら舞台十勝の旅モデルコース造成等の新たな取り組みがございます。PRの方法、実施内容は、町における施策のものとほぼ同様であり、同協会の事業予算、約1,430万円の中で実施をしております。修学旅行誘致プロモーションでは、ホテル風水、然別湖ネイチャーセンター、鹿追町の3者がアウトドア体験等の素材を含めたPRを東京、大阪を含めた数都市の旅行会社を20社前後訪問しツアー造成を求めているところであります。以上のように、町をPRするための取り組みと観光事業者の振興を中心とした取り組みを併せて展開することにより、本町への誘客促進を図っているところでありますが、今後においても町と観光協会が同じ方向を向いて事業展開ができるよう、創意工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

今のご説明の中になかったことだと思うんですけども、私は3本柱についてお尋ねをしておるところです。中に教育だとか、農業関連についてのものがあるのかないのか。今のお答えではちょっと分かりませんが、やはり来町者増加という意味から観光会議なるものができたとは私は理解しております。そういった中でレベルの高いところでのいろんなイベントの調整、日程の調整もあるでしょう。そして当年度の来客目標、どの程度に設定するか。そのための施策がどうあるべきなのか。そういったことまで考えられているとは思っておるんですけども、そのへんについてお聞きします。

○議長（吉田稔）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

今の畑議員さんからの質問にお答えをさせていただきます。観光会議ということでございまして、今の予定でございますけれども10月の初めにまた町の主なる業者の方、トップの方にちょっとお集まりいただきまして今の観光についてご意見をまた伺おうというふうに計画はしているところでございます。それを踏まえまして、今、回復傾向にあります入り込みについて、さらにどのように増やしていくかというところもその中で討議をしていただきまして進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

今の説明の中になかったんですけれども、例えば目標と定めております今年度の74万という数字に対して、この農協関係、農業関係ですね、それから教育関係は入っているんですか。入っていないんでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

はい、今お話をさせていただいた中に教育、それから農業関係についての取り組みについては含まれておりませんが、間接的に関連はしているところもございましてご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

先ほどの答弁の中の74万2千人というのは、一昨年と比べてうんぬんという数字でございます。それで当面の現在の目標としては、災害前のまず80万人台に戻すことが現状の目標だということでご理解をいただきたいとします。あと農業、教育関係のうんぬんという話でしたけれども、皆さんご存知のように町の環境の取り組みということでバイオガспラントを中心とする視察というのは相変わらず年間数千人規模でお見えをいただいております。そういった方の来訪についても当然この80万人の中に当然含まれております。また小中高一貫教育の取り組みについてもやはり本町では早くから取り組んでいたということもあってそういう関連でお見えいただく方も相当いるというふうに私は思っておりますので、当然それらも含めた中で今後の入込客の増加に向けた取り組みは今後

も続けていかなければならないというふうに思っております。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

さまざまなメディアあるいはマスコミ、あるいはネット等でPR活動されております。中でもパンフレットによるPR活動についてお尋ねをしたいと思っております。まずわが町を知っていただくということが、第1の目標でありますのでパンフレットは重要な方法の1つであると考えます。例えばふるさと納税の返礼品の中に町長のお礼の言葉と共にパンフレットを同封しているのかいないのか。そういったこともお尋ねしたいと思っております。その点について。

○議長（吉田稔）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

ただ今のふるさと納税の返礼品の中に町のパンフレットが入っているかというご質問についてであります。返礼品はそれぞれその事業者が主に発送している中で、町のパンフレットは同封していないというふうに私のほうでは認識しているところでございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

パンフレットを入れていないというご返答ですね。本当にもったいないことだと思うんです。やはり例え返礼品にしても、町長のお礼の言葉とともにわが町を知っていただくという重要なことがあるわけでありまして。ぜひ入れてもっとPRしていただきたい。そういう思いであります。じゃあ質問を変えます。このパンフレットのPR活動についてお尋ねしたいと思っております。31年度の今年度のパンフレットを作っておられると思っておりますが、これは前年度のものに一部修正しながらのものと思っておりますが、どのくらい作られておりますか。またそれは4月から10月末、いや、来年3月までの必要部数だと思っておりますが、そして現在の在庫数、教えていただきたい。

○議長（吉田稔）

富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

はい、今のご質問、総合パンフレットについてのご質問だというふうに思いますのでそちらについてお答えさせていただきます。パンフレットは当初1万冊、日本語版1万冊、それから英語版3千、繁体字・簡体字それぞれ3千部ずつ印刷しております。平成30年度に日本語版を5千部追加印刷、本年度に入りまして7千部日本語のパンフレットを印刷してございます。そちらの在庫数であります、日本語版のほうは約6,700部、それから英語版が1,400、繁体字が1,800、それから簡体字のほうは2,300というふうな在庫状況でございます。

○議長（吉田稔）

再質問、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

必要在庫があるというお答えであります、8月に行われた蕪壘祭、これにおいてお客さまにお礼の言葉でパンフレットを入れるチャンスだと思ったんですが、それが入っていないということ、先の議会でお話を聞いております。在庫部数はあるのにどうしてそうだったのか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

はい。今の蕪壘祭、蕪壘祭じゃなくて馬耕忌、馬耕忌ですね、その際に町のパンフレットがお客さまのところに配布されていなかったということにつきましては、観光PRする機会がさまざまな場面にあるという認識がちょっと欠けていたということで反省しているところでございます。今後、本町に限らず行事等、十分把握した上でこのパンフレットを有効活用していきたいというふうに思っておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

非常に大勢のお客さまが来た中でそういう事態が発生したということは非常に残念であります。非常にもったいないことでもあります。そこで観光会議というのは言ってみれば横の連携でその会議だと思うんですけども、わが町には多くのイベントがあります。日程の調整から場所の選定から予算の関係とかいろいろありますが、そのための観光会議であ

り、年度内の全体が相談されている場でもあると、私はその重要性は言うまでもありません。今後について再認識され、ご協議いただきたいと考えるものであります。そのへんの町長の考えをお尋ねします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。観光会議のあり方というか、なんですけれども、ちょっともしかしたら私と畑議員さんの認識が違うのかもしれないけれども、町全体の観光の行事とかの日程の調整とかそういうことではなくて、私はもっと大きな意味と言ったらちょっと語弊がありますが、町の鹿追の観光が今後どうあるべきなのかとかそういう何というんですか、現状もそうですけれども、将来に向かって鹿追はどういうふうに進んでいくのかということ議論するのが観光会議のあり方なのかというように、そういうイメージを持ってその会議、なかなか私の日程もあって、なかなか調整がつかなくて開催が遅くなって大変申し訳ないんですけれども、そういう形で10月中に何とかその観光会議という形で開催をしたいなというふうに思っているところであります。また、先ほどのパンフレットの話ですけれども、ああいう大きい行事があるということは、町の庁舎内でももちろん分かっていたところなんですけれども、そのへんのせっかくの機会だということで、PRのせっかくのチャンスだったということは、そのとおり、おっしゃるとおりだと思いますので、庁内で毎週月曜日、課長会議もやっておりますし、行事のこともそのところでも話されているところではあるんですけれども、ちょっとなぜかそこまで至らなかったということもありますので、今後そういうことのないようしっかりと調整をしてPRできる機会はしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（吉田稔）

はい。畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

最後に町長にお尋ねいたします。町長は本州への出張の折は、かばんの中にパンフレットを何部か持参されていると思いますが、職員の方々もわれわれもそのような行動をしなければと私は思います。どうか来客数増加のために、われわれ皆がそういう気持ちを持って行動するようにしたいと思う考えでありますので町長お考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。私、東京に行く機会は結構多いんですけども、結構行く場所が限られているというか、関係省庁だとかそういうところが多いのでいつもバックの中にパンフレットが入っているかというところとそうでもないということもあります。今後はやはり少し入れて、他に顔を出す時間があれば、そういうことも含めてしっかりと私もPRできるように取り組んでまいりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

○3番（畑久雄）

終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで畑久雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

休憩 11時01分

再開 11時15分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。標題、「町立病院運営にコンサルタントの活用を」、ご答弁は町長にお願いいたします。鹿追町国民健康保険病院は、町内唯一の入院病床を有する病院で、地域医療の拠点であり、町民の安心のためにはなくてはならない病院です。2019年3月、長年ご勤務いただいていた2名の医師が定年退職をされ、4月より新しい院長先生による診療体制がスタートいたしました。鹿追に来ていただいた院長先生をはじめ、交代でご勤務いただいている医師の先生、また看護師・技師等医療職の方々、事務や調理や清掃等施設管理を担っている方々等、町立病院の運営に日々ご努力をいただいていることに、町民の1人として、改めて、敬意と感謝を申し上げます。自治体病院には、過疎地や救急等、採算性の面から民間医療機関には担えない医療を提供すること等の使命、役割があります。採算性のみに注目して、自治体病院のあり方を語ってはいけないと思います。しかしながら、地域医療を確保する

という観点からも、持続的、安定的に病院を運営していかなければなりません。そこで町長にお伺いします。1、町長の病院運営の方針・ビジョンはどのようなことでしょうか。2、院長先生の診療方針はどのような方針でしょうか。3、医師招へいについてはどのような方針をお考えでしょうか。4、外部の自治体病院経営の専門家や有識者、コンサルタントを活用するべきと考えますが、いかがでしょうか。5、町民の医療・介護ニーズを把握し、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができる包括的な支援やサービス提供体制の構築を目指す地域包括ケアシステムの実現のため、また、感染症対策の一環としても、町内の介護施設や介護サービス提供事業者、ケアマネージャー、民間医療機関等との連携、情報交換が必要であると思います。医療・介護関係者に声をかけ、地域の医療課題や町立病院のあり方等について意見交換する会議の場を定期的につつべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは「町立病院運営にコンサルタントの活用を」と題して、ご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。鹿追町国保病院は、今年3月に院長・副院長共に定年退職ということになりまして、4月に新たに林修也院長先生をお迎えして、看護師はじめ各医療スタッフともにまた新たな体制で病院運営を行なっているところであります。町内唯一の入院施設を持つ病院として、さらには救急指定病院として24時間救急医療の受け入れを堅持し、町民皆さまが生涯安心して住み続けられるまちづくりの一翼を担うべく取り組んでいるところであります。1つ目の「町長の病院経営の方針・ビジョン」についてお答えをいたします。高齢化の進展による医療ニーズの変化により、病院で「治す医療」に加え、病気を抱えながら地域で生活できる「支える医療」へ変化していくことが求められる中、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、患者の状態に即した適切な医療・介護が適切な場所で受けられる医療提供体制や地域包括ケアの構築が必要とされており、町内唯一の救急医療機関として急性期一般病床23床と医療療養病床での治療を必要とする入院患者の受け入れを継続し、慢性期27床を堅持していく考えであります。さらに、保健・医療・福祉・介護と連携した地域包括ケアシステムを構築し「地域で支える医療」に向けた体制作りを推進し、地域医療の核である町立病院の機能強化・福祉施設の充実・環境整備に努め、高齢者・障がい者が住みよいまちづくりを推進してまいります。

2つ目の「院長先生の診療方針」についてでありますけれども、当然医学的なことについては、私が代弁できるものではありませんので控えさせていただきますけれども、林院長は着任にあたって「予防医療と老後のサポートをスローガンに、町内の医療、看護、介護、社会福祉、行政の方々と協力して町民の健康を支えていきたい」という抱負を語っております。また、広報しかおい5月号の中でも町民皆さまに対して述べられているところでもございます。3つ目の「医師招へいについてどのような考えをお持ちですか」についてお答えします。2人目の常勤の先生については現在、全国自治体病院協議会及び北海道地域医療振興財団と連携しながらホームページ等での医師の募集を全国的に行なっているところでもあります。さらには、関係機関並びに医科大学等を通じても情報提供をお願いするとともに、林院長先生の人的、個人的つながりによっても医師の募集を進めているところでもあります。林院長先生と地域医療への思いを共有できる方を招へいしたいと努力しておりますのでご理解をお願いいたします。4つ目の「外部の自治体病院経営の専門家や有識者、コンサルタントを活用するべきと考えますが」についてお答えをいたします。現在、医療事務等を委託している業者との間には「病院運営に対するアドバイス」についても委託内容に含まれており、医療請求のほか施設基準等に関しても日々情報共有しながら適切かつ効率的な病院運営に取り組んでいるところでもあります。医療を取り巻く状況は日々変化をしており、研修会等への参加を通して幅広く専門家や有識者の意見を取り入れ病院経営に生かしてまいりたいと考えております。5つ目の「医療・介護関係者に声をかけ、地域医療課題や町立病院のあり方等について意見交換する会議の場を定期的に持つべきと考えますが」についてお答えをいたします。今年4月に林院長が就任されて以来、特に保健・福祉関係者との話し合いの場を設けております。町の状況や医療・保健に関わる施策、福祉施設の連携のあり方等内容は多岐に渡っており、ともに地域医療を考える場ともなっています。広域的な取り組みとしては、平成27年に白川前院長及び新得クリニック、清水赤十字病院の両院長先生が世話人となり、鹿追町・新得町・清水町による「3町医療ネットワーク」が立ち上げられ、地域医療関係者や行政関係者が参加し講演会や情報交換会を通して医療・介護・福祉の連携と協働に向けた環境づくりを行いました。現在は、各町での取り組みに発展させ、昨年度から鹿追町在宅医療・介護連携推進協議会の事業として福祉課と協力しながら鹿追町地域包括ケアの会合が行なわれているところでもあります。今年7月24日には、町内の医療、薬局、看護、福祉の関係者が一堂に会し「在宅医療・介護連携トーク&トーク」と題した研修会が開催されたところであり、その中で鹿追町国保

病院、林院長先生とみやざわ循環器内科クリニック、宮澤院長先生に在宅診察医の立場からこれまでの経験や思いを語っていただきました。今後とも意見交換と情報共有を行いながら医療・介護・福祉の連携を図ってまいりたいというふうに考えております。以上、申し上げて答弁といたします。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

今回、私は、鹿追の町立病院を応援していきたい、守っていきたいという思いから今回の一般質問のテーマに取り上げさせていただきました。町立病院経営の主体は町であり、人事権や予算執行権全て町長にあります。民間の病院ですと、院長が経営責任者でもありますが、自治体病院では経営の責任者ではありません。今回4月からせつかく鹿追に来ていただいた院長先生です。ですから、診療に集中していただけるような環境づくりを町側がしていかなければならないと思います。まず町長の病院経営の方針、ビジョンというのがまずありまして、町立病院のあり方、また、担うべき部分、どういう病院を目指していくのかという方向性、計画がまずベースにあるはずだと思います。鹿追の町立病院は、帯広等都市部にある高度急性期病院とは違う役割があると思います。回復期、療養期をきちんとケアしていくという役割が求められていますし、帯広市内等の病院での手術が終わって地元に戻ってくる時に、地域でちゃんと受け入れていくということが患者さんが例えば帯広まで通う時間であったり、費用の面からも患者のため、またその患者さんの家族のためになると思います。町立病院をしっかりと維持していくためにも、町立病院で担うべき部分、そして担わない部分というのをしっかりと明確にして、町民にも知らせていく必要があるかと思います。お伺いしますが、町民の方々へもまずは町立病院に行くということが町立病院の維持のために役立つというようなことを知らせていくというようなことも大事かと思います。そういう共通認識を持ってもらうという点で町民を巻き込んだ議論の必要性についてはどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。自治体病院の役割、当然山口議員さんがおっしゃるとおり民間病院とは違うというのはもちろん当然のことです。それで確かに民間の病院との違い

は当然人事のこと、それから予算のこと、そういう確かに町長との役割分担っていうのはもちろんあると思いますけれども、役割分担はあるにしても当然病院の医療の責任者というのはもちろん院長先生でありますから、そういった形で人事のこと、それから経営のことも当然院長先生なんかと相談をしていくのは当然のこと、町側で一方的にということはもちろんそういう形にはならないのは当然のことです。鹿追のこの病院が果たす役割というのは、当然理想は鹿追で全てできればそれに越したことはありません。ただ現実的にそういう形にはなりませんから、十勝の圏域の中で当然役割分担というのがされています。それで帯広の専門病院になかなか通うことができないという方々のために月数回なり、週1回なりの専門的な先生をできるだけお願いをして患者さんの利便性に資すると、そういう形で運営をしており、今後もできるだけそういう形で進めていかなければならないというふうに思っています。町民全体で、町民全体というか、いろんな立場の方で町の病院のあり方を議論する必要性については、そういう必要性を否定するわけではありませんけれども、そういう大きな課題というのがあれば別でしょうけれども、現状では確かに常勤の先生がまだ2人目の先生が固定をされていないとか、当然さまざまな課題はありますけれども、先ほどお答えをしたとおり病院経営についてはもちろんですけれども、病院だけの当然問題ではなくて、先ほど申し上げたように介護、いろんな関係者とのいろんな協力体制で鹿追の地域の住民の方々の医療や介護のことというのは今後とも当然進めていかなければならないというふうに思っておりますので、関係者が今非常に良くコミュニケーションをとってやっているというふうに私も思っておりますので、当面この形で進めていくのが良いのではないかとこのように思っております。鹿追の病院の経営のあり方については、実は平成28年度に鹿追町国民健康保険病院新経営計画改革プランというのを実は5カ年計画を作っております、もう2年以上前なんですけれども、議会、議員の皆さまにも資料を配付をさせていただいたというふうに聞いております。大まかな病院の経営の考え方というのはやはり今これに基づいているというふうに私は思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

町長のご答弁にありました現状、常勤のお医者さんが2名体制にはなっていないけれども、大きな課題はないという形のご答弁でしたけれども、改革プラン、5カ年計画の改

革プランですね、ちょっとそのプランどおりに進んでいるのかなという点と、お医者さんが常勤の2名体制じゃないということは一番病院にとって最も大きな、早急に解決しなければならない課題だと思います。私の通告書の3でもお医者さんの招へいについてということで質問をしていますけれども、そのご答弁では関係機関のホームページで募集を行っており、また、情報提供もお願いしているというお話でした。このやり方で前町長時代からやっている、他にも町長が表には出せない所でいろいろな所で人に会っているいろいろなご努力されているということはもちろん私たち議員にもたびたび説明はいただいていますし、非常に努力をされていると、それは分かっています。ただ、この医師が見つからないという状況が何年か、2名体制になっていくために医師が見つからないという状況が何年か続いているという状況です。努力はしていただいていますけれども、結果としてなかなか見つからない。これは鹿追町の病院だけではなく、全国的な問題であるので大変難しい課題であるということは私も認識していますが、現在常勤医師お1人で院長先生は本当にお忙しくて、過労の状態になってしまわれませんか、私も町民の皆さんも心配をしています。大変お忙しい状況ですので、経営のことも町長と話し合うとか、診療に集中するとかそういう状況にはなかなかならないのかなと思います。鹿追町立病院としてはどんな医師に来てほしいかということを確認にしてですね、募集のお医者さんもターゲットを絞ってはどうかと思います。例えばですけど整形外科の先生がほしいということであれば、あと2、3年で定年を迎えられる整形外科の先生を全国でピックアップしてそちらの先生に会って話しをするなり、お手紙を書いてみるなり、そういうふうにしていくのがいいのかなと思います。全国に定年を迎えられるお医者さんというのは毎年たくさんいらっしゃるのでも、そういうお医者さんをターゲットにアプローチをしていくのも一つの手かだと思います。町長や事務長がずっと何年も医師を探し続けているっていうのは、町長にも事務長にも他にいろいろお仕事ありますので、ちょっと違うのかなと思っていまして、期限を切っていつまでに医師を自力で見つけられることができなければ、医師紹介会社等を活用するのも一つの手かだと思います。そういう会社に頼むと数百万かかるということですがけれども、結局町長や事務長が医師招へいにかけている時間や労力、それが何年も続くということを考えると活用する余地はあるのかなと思います。それで私、先日、伊関友伸先生という先生の講義を同僚議員と一緒に8月19日に札幌で受けて来ました。城西大学経営学部の教授で、伊関先生は研究テーマが「自治体病院の経営変革」で、総務省や内閣府の公立病院改革に関する研究会の委員等もされている先生です。この先生にアドバイスを求めましたところ、

医師招へい対策室というのを役場に作ってですね、そこの室長に全国を回って営業をしてもらうとか、そういうことも良いのではというふうに言っていました。医師招へいについてももう少し詳しく現在の活動等教えていただければと思います。

○議長（吉田稔）

はい。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

山口議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。林院長が今年4月から赴任されて以来、約半年程度、今経過しているのかなと思っております。その間、喜井町長が5月から就任され、これまで数度、私も含めて事務長も含めて林院長とは経営のあり方、医師のあり方、病院のあり方について協議をさせていただいております。その中で林院長からはですね、当初から、できれば年度内に見つかればいいのかなと。それまで焦らずじっくりと探していきたいというふうに院長からお話がありました。当然町長ですね、設置者としてそういうお話も聞きながらですね、いろんな手段を講じていかなければならないということで、先ほどお答えをさせていただいております自治体協議会、あるいは札幌にあります地域医療振興財団等々に出向いた中で、さらに2人目の医者を確保したいというふうに思っているところであり、今現在、院長先生と話しているのは、第1には、整形外科の先生に来ていただきたい。第2には、循環器内科の先生というふうな順位であります。林先生はですね消化器内科の専門医でありますので、消化器内科の先生というような形での応募があっても、今の院長先生の仕事をシェアするだけで広がりを持たないと。ある程度自分ができない分野を担ってもらえる先生に来ていただきたいというお話を直接お伺いしているところであり、町長も私もその点については、そうなんだというふうに納得しているところであり、やはり整形外科、あるいは循環器内科の先生について集中的に今後も焦点を合わせて探していきたいというふうに思っていますし、今のいろんなホームページ等々で掲載をしておりますので、何人かは紹介があるんですが、どうしても今言った順位に該当する先生ではない場合があります、せっかく応募していただいている部分もあるんですが、実際にはお断りせざるを得ないという状況も現実問題あります。やはり鹿追町にとって必要な医師の確保、それは整形であり循環器内科でありということでもありますので、そのへんを重点的に今後も対応していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

ちょっと私の答弁が悪くて誤解を受けたとしたらちょっと申し訳ないのでお答えをもう1回させていただきますけれども、私が申し上げたのは課題は沢山あります。病院としての課題はたくさんあります。ただいろんな町内の医療だとか介護の関係者だとか、それから民間の病院を含めていろいろ相談することを今もやっていて、そういう状況以上に何かの例えば町民を巻き込んでということの話し合いをする場を設ける必要は、今のところはないのではないかとこのように考えているところであります。現状はもちろんさまざまな課題があって医師招へいについてももちろんそうです。今、副町長が答弁したとおり私たちも当然院長先生の体のことを一番心配をしていますけれども、ただ、今、副町長が答えたとおり、ちょっと言葉は悪いですが、お医者さんであればどんな人でも良いのかというとなかなかそういう状況にはないということですので、そのへんはしっかり院長先生と話をし、ただホームページだけに出して待っているわけではありませぬので、そのへんご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、山口優子議員。

○2番（山口優子）

はい。分かりました。私が申し上げたことについてもちょっと補足をさせていただきますが、私が町民を巻き込んだ議論の必要性、町民に共通認識を持ってもらうという形で申し上げたのは、町民の方に会議の場に来ていただくということではなく、町民の方に対する啓発、啓蒙という意味で申し上げたことですので一つ補足をさせていただきます。医師招へいについてはこちらからはよろしく申し上げますとしか申し上げられませんが、よろしく申し上げます。次の4番のコンサルタントの活用について質問を移らせていただきますけれども、初めのご答弁の中で医療事務を委託している業者に、その契約の中に病院運営に関するアドバイスも委託内容に含まれているというお話でした。これは医療事務を委託している業者というのは、決算書を見ますと株式会社医療保険経理研究所から4名派遣していただいている、1,960万2千円払っているというこの部分ということよろしいでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、平山事務長。

○国保病院事務長（平山宏照）

お答えいたします。ただ今、山口議員から指摘があった部分で間違いございません。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

では、この会社に過去に病院運営に対するアドバイスをどのようなアドバイスを受けたのかという点を質問させていただきます。

○議長（吉田稔）

平山病院事務長。

○国保病院事務長（平山宏照）

非常に多岐に渡っておりますので簡潔に述べさせていただきます。一般病床の管理については、基準額が決められております。看護師体制も含めてどのような看護基準におけば安定的、継続的に収益が上げられるのか、またどのような加算が取れるのか、将来的にどのような可能性があるのか、その可能性はどのような程度があるのか、具体的に言いますと今、一般病床が特別の範囲になっていますけど15対1とか、可能があるのか、あらゆる可能性も含めて互いに情報交換、データを見ながらやってきております。また、日常の診療においても例えばドクターが訪問診療、診療行為を行うにあたってこのような医療を提供するんだけどこれはコストとして請求できるのかというようなもの、あと薬についてもどれだけ量として出せるのか、要するに基準に沿った内容で適正な医療を患者さまに提供をするにあたって病院としてできることは何なのか、また収益はどのように上げられるのかということも含めてアドバイスを受けております。以上でございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。もう1点、研修会等に参加して日々の変化している医療の状況を学んでいるというお話しでしたけれども、この研修会に参加しているというのはどなたがどういった研修、病院の経営に関する研修に参加しているということでしょうか。

○議長（吉田稔）

平山病院事務長。

○国保病院事務長（平山宏照）

お答えいたします。各行政主催の研修会もございますし、例えば全国病院の病院協会等の主催もございます。そこには自治体病院の運営に関する特化した研修会もございます。それに関しては私が参加する場合がありますし、その他の事務員、補佐に行っていただくこともありますし、幅広く1人がこういう知識を持つのではなくて今後継続してこの知識を生かせるように役割分担といいますか、参加するように心がけております。この自治体病院の研修会においては国の機関からも説明員が来て今の自治体病院を取り巻く状況の説明、未来に対してどのように国の医療体制が移っていくのかも含めていろいろ説明を伺うことができますので、病院の中でのアドバイスを受けての日々の運営とは違って、広い視野から医療を取り巻く状況を探る、あと重要なことを研修するという場となっております。以上でございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。先ほど触れました城西大学の伊関先生の研修を受けてきたという話ですが、伊関先生からの提案でいくつか学んできたことを共有させていただきたいと思います。先生おっしゃるには、多忙な医師をサポートする医師事務補助や入退院を管理するメディカルソーシャルワーカー、入退院の管理は医師や看護師がやっていたのではだめだそうです。診療報酬の加算を確実に取得するための診療情報管理士や回復を早めるためには管理栄養士がしっかりしていること等が大事だというふうにおっしゃっていました。また、鹿追では看護師さんも不足しているというのも課題だと思いますけれども、看護師さんは今、行政職の給与表を適用しているかと思いますが、その給与表によりますと、若いうちは安くて20代、30代の看護師さんはなかなか来ていただけないということだそうです。伊関先生おっしゃるには看護師の採用には初めの初任者の給料こそ一番大事であって、看護師の初任者手当を付けたら良いのではないかとおっしゃっていました。それは若いうちは給料が高くなるように、例えば1年目は2万円手当を付けて、2年目は1万8千円、3年目は1万6千円という形で、10年でゼロになるようにして、若いうちの給料が高くなるように手当をする。また奨学金等を持っている看護師の奨学金返済の免除を考えていく。また看護師さんの休憩室やトイレ、そういう所をリフォームして快適にする。募集も近くだけではなくて全国に募集をかけていく。これは看護師も医師も同じだそうです、そういうことをおっしゃっていました。中でも先ほど事務長のお話の中にもあったことと

重なりますけれども、診療報酬の加算を必ずちゃんと取るということが一番大事で、国の総務省の示す新しい公立病院改革ガイドラインでは、経営に関する指標の中で人件費の比率や病床稼働率は経営判断の指標にはならないので、指標から削除されたそうです。総務省の公立病院経営改革事例集によると、経営の改善がしている病院は全て職員数を増やして診療報酬加算を取っているということだそうです。病院の経営は一般の株式会社の経営とは違って、人に投資して看護師の、例えば鹿追でいくと一般病床の15対1の加算を確実に取るように看護師を採用して加算を取ると、鹿追町の病院の入院の単価も平成27年では1万8,293円だったのが、徐々に徐々に下がってきて、平成30年では1万6,805円と、自治体病院の類似団体の平均の1日当たりの入院単価というのは2万3,630円だそうです。これは診療報酬加算の段階が一つ上がれば400点、または300点ぐらい上がっていくので、これは4千円、3千円になります。これが鹿追町の一般病床の入院、年間入院者数が5,377人、これ平成30年の実績ですけれども、これを掛けると2千万とか、そのぐらいの増加になるということです。私も詳しいことは正直言って分かりません。今回、この一般質問をするにあたり独学で勉強した部分も多いですし、正直難しく大変専門的な部分に入っていくと思うので、これやはりその自治体病院の医療経営の専門家の助言というのが必要だと思います。先ほどご答弁にもありましたけれども、国の動向も医療を取り巻く状況も日々変わっていくので、こういう専門家の助言、コンサルタントの活用というのは改めて活用していただきたいと思いますが町長のお考えをお伺いします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。私も病院経営の本当に隅々の詳しいところまで分かっているわけではありませんけれども、病院は先ほどお医者さん、医師の関係ももちろんそうですし、看護師の確保、あるいはうちであれば薬剤師もそうです。あと他の技術者、いろんな職種の技術の方がいらっしゃいます。こういう時代にあってどこでも人手不足、特に医療関係に限らず技術者の確保というのは非常に難しい課題になっています。当然おっしゃるように人的体制を整えてしっかりと診療報酬の点数を高いところでもらうというのはもちろんそれが一番経営を改善させるという、多分そういうことなんだろうと思います。給与の給料表の関係も山口議員さんがおっしゃるとおり、どうしてもうちの場合は正職員について

は医療職の給与表を採用しておりませんから、おっしゃるような現状にあることも私は承知をしています。そういった課題、いろいろあります。本当に細部、詳しいところまでいろんな形でコンサルさんをお願いするという必要性があるとすればですね、その時はいろいろ検討をしていきたいと思っておりますけれども、現状今そういうことで今の会社、いろんな情報やアドバイスをいただいておりますので、そういったところにいろんな形で情報をいただいたり、いろんな形でそういう研究することはまだこの段階でも可能だと思っておりますので、必要性に応じて専門的な意見を聞くことは可能だというふうに思っておりますので、そういう形で今後ともしっかりと経営の、当然プラスというか黒字ということでは交付税、救急関係の交付税等でさらに一般財源を入れてということで経営をしていますから、経営の改善につながることはしっかりと今後ともやっていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、山口優子議員。

○2番（山口優子）

コンサルタントについて検討、研究をしていただけるということで、ぜひお願いしたいと思っております。その際に全くの第三者の人を選んでほしいなと思ひまして、町内の人と知り合いですとか、親戚ですとか、そういう関係のない第三者で現場に入っていただいて、現場のスタッフの声をきちんと聞いてその上で調整していただけるような形が一番望ましいのかなと思っておりますので、個人的な希望ですけれども申し添えます。5番についてですけれども、医療介護関係の会議というか、情報交換の場というようなことで、今年の7月にそのような研修会を実施されたり、地域包括ケアの会合が行われているというご答弁でありました。これすごく良い取り組みだと思っておりますので、ぜひ続けていっていただきたいなと思ひます。鹿追の国保病院の運営とも絡んでくるかと思うんですけれども、町民、患者さんがまずどこの病院に行くかという時に、国保病院に行く人、町内の民間のクリニックに行く人、帯広等の病院に行く人というのは患者層が違うと思ひます。そういった分析も必要かなと思ひます。新得町の事例ですけれども、新得町では平成23年に地域医療介護協議会という会をもって町内の事業者の介護サービスの事業者や歯医者さん、薬局、もちろんお医者さん、感染症等の情報を共有とか、それぞれどういった患者さんがどういったニーズを持っているのかという情報交換をすることで、新得町全体の患者ニーズの分析等をしたそうです。その協議会は提言をまとめて町長に提出して解散したそうなんですけれども、現在でも地域医療介護懇話会という形で形を変えて情報交換は続いているそうです。

こういうような場が鹿追でも必要と思います。この点についてお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。私が先ほど答弁したこの会、実は都合がつけば私にもと言われていた会合だったんですけれども、ちょっとその時はあいにく都合が悪くて参加はできなかつたところでありまして。おっしゃるような患者さんの動向、かかりつけの先生とかいろんなことがありますから、皆が皆、町立病院ということにはならないと思いますし、通院の手段、いろんな状況がありますので、それぞれいろんな状況が考えられるところでありまして。ご提案の新得町の状況なんかもよく研究をして、今後どういうふうにあるべきかということをしっかり考えていきたいと思っております。またコンサルの関係いろいろお話しありました。確かにコンサルさんについてはいろんな他の病院との係わりだとか、いろんな難しい問題も多分あるかと思っておりますので、もしそういうふうに関係に別なコンサルさんをお願いをするということになった時には、しっかりと公平な立場で意見をいただけたところということにしていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、山口優子議員。

○2番（山口優子）

よろしくお願います。例えば事務長が他の自治体病院の事務長等と情報交換したり、情報収集等されたりすることも大事な事かなと思います。新得町のほうで伺ったんですけれども、新得町のほうにも透析されている患者さんが20人いらっしゃって、それらの患者さんは新得町がバスを出して清水町の日赤病院で透析を受けられているということだったんですけれども、例えば鹿追でもお1人なりお2人なり受け入れられたりしなかったのかなとかそういうふう考えたので、町内での情報共有、また近隣町村との情報共有が大事かなと思います。最後になりますけど、伊関先生もおっしゃっていましたが、自治体病院というのは採算性のみということで考えるのではなくて、総合的に考えるべきであると、地元産業としての自治体病院があって、まず町民福祉の向上に貢献しつつ、その上で雇用を生んでいると。鹿追であれば64人ぐらいですけれども、その64人の方が働いて鹿追町に対して住民税を払って町内で買い物し、家を建てて子育てをして地域経済

にも貢献しているので地域に落ちるお金、また病院で出す食事等も地元の食材を使えば地元の農業にも貢献していると、そういうことを総合的に考えなければならないというふうにおっしゃっていました。地元の鹿追町の子どもさんが地元で就職できる場としても大変貴重で重要で若い人の就職の条件というのが常勤雇用であることと、専門性が高いというこの2つが重要だそうなんですけれども、そういう条件を兼ね備えている雇用の場としても、という面からも守っていかなければならないということだそうです。私も本当にそのとおりだなと思いますし、自治体病院を安定的に運営するというのは本当に大変なことだと思いますけれども、地域の病院を応援したいという思いで一般質問をさせていただきました。以上で終わります。

○議長（吉田稔）

答弁は。

○2番（山口優子）

お願いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。事務長の話も出ていました情報交換しているのかということですけど、当然やっています。管内の自治体病院持っているところ何町かありますけれども当然情報交換いろいろしながら進めています。また最後の自治体病院のあり方、当然採算性のみではないし、住民福祉の向上、それから雇用、もちろんそのとおりだというふうに思っています。ただやはりだからと言って町の一般会計から際限なくお金を入れられるわけではありませんので、当然町立病院は絶対守らなきゃなりません。そのへんの兼ね合いというか、しっかりとやはり赤字はもちろん少ないほうが良いわけですし、住民の健康をいかに守っていくか、そういうことでしっかりと、状況は確かに人の確保とか非常に難しい課題たくさんありますけれども、まず町立病院を守って、町民の皆さまが安心して暮らせるような形というのをしっかりと続けていかなければならないと思っていますので、しっかりと努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

○2番（山口優子）

はい。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで山口優子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

休憩 12時05分

再開 13時10分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。5番、加納茂議員。

○5番（加納茂）

議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。「農村地区の大容量高速通信網（光回線）の整備について」、答弁は、町長にお願いいたします。町長が選挙期間中に遊説で言われていた、光回線の整備についてお伺いします。ある意味公約とも取れる内容でありまして、当選されたわけでありますから若い人を中心に期待感も高まっているようであります。現在、町が整備した無線での設備もあまり使い勝手が良いものではないようで、評価はあまり高いものではありません。このことから今後の考え方、スケジュール等を示さなければならないと考えますがいかがでしょうか。これからの時代は、トラクターが自分で畑を耕し、収穫もする。また、自動車が自動で交通状況に応じて走行する。そんな時代が目の前に迫ってきている状況で、農村地区においても、今後ますます多くの情報が必要になってくるものと思われまます。インターネットは、世界で最も重要なインフラの1つであり、なくては経済も政治も全てが回っていかないのが今の状況です。農村においても、この時代に乗り遅れることのないよう最小限のインフラとしての必要性を考えるものであります。これをどのように整備するか、国が行うのか、通信業者か、また道が行うのか、また町が整備するか、いずれにしても高額な予算が必要になってきます。これらをどのように考えるか、町長のご意見をお伺いいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

加納議員からは、「農村地区の大容量高速通信網（光回線）の整備について」と題して、ご質問をいただきましたのでお答えを申し上げます。平成の30年間は、ICTサービスが大きな発展と普及を遂げ、特にインターネットと携帯電話の普及は、平成時代の進化の

象徴とされています。平成とともに始まり、利用が広がっていったインターネットは、人々に新たなコミュニケーションの場や機会をもたらし、情報収集及び自らの情報発信を容易なものとし、今や経済・社会・生活等、さまざまな活動を支える重要なインフラとなっています。また、近年は農業者の高齢化や人口減少、労働力不足等が深刻な課題となっており、ICT、IoTの利活用に、大きな期待がなされているところであります。現在、本町では、トラクター等のGPS位置情報システム、自動操舵支援システムが導入されており、町内でも約150台導入されています。これは衛星からGPS情報を基地局で受信し、携帯の電波で各端末に情報を送る仕組みとなっています。農業分野においても、AIやICTを活用した「スマート農業」の取り組みが行われており、現在、JAを中心にキャベツの無人収穫、ドローンを活用したスポット防除、種馬鈴しょのウイルス検知等の研究が進められています。これらの技術を進める上で、情報通信手段の充実が必要になってくるものと思われます。しかしながら、広大な北海道の農業地帯においては、住宅が点在していること等から、ブロードバンド環境整備に対する負担が大きく、特に高速ブロードバンド環境を実現する「光ファイバー」を自治体が整備するには、数十億円が必要とされています。また、整備後のランニングコストや更新費用の負担が大きく整備が進まない状況にあります。本町においては、平成22年度に総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用し、農家地区全域を網羅する無線ブロードバンド整備を行い、公設民営により平成23年4月より運営しておりますが、エリア世帯153戸のうち、利用世帯は今年の3月で28世帯となっており、通信能力において周辺の自然環境や天候の影響を受けやすいことから、低調な利用状況となっています。高速通信網、光回線の状況については、民間通信事業者により、市街地地区は利用可能となっているものの、農村地区においては、各小中学校までの整備がなされておりますが、約580世帯については、エリア外となっております。町内農村地域全域を対象として、高速通信網の整備を継続して通信事業者へ要望しておりますが、絶対的な加入戸数の不足から採算ベースに乗らず、民間事業者での整備計画も困難な状況にあります。一方、最近では自分で持ち歩き、好きな場所で使うことが可能な「モバイルWi-Fiルーター」を購入され、高速にインターネット利用をされている家庭が増えていると伺っております。町といたしましては、日進月歩の情報化の進展を注視しつつ、高速通信網の整備に関する新技術や事業の情報収集に努め、あらゆる可能性を検討し、町の将来にとってより良い選択をしたいと考えております。町民皆さまの生活環境等の向上と農業をはじめとする産業のさらなる発展のため、情報通信環境の高

度化は重要であるとの認識のもと、関係機関や民間事業者の協力が得られるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。加納議員。

○5番（加納茂）

要旨でも申し上げたようにですね、町長が選挙期間中に言われた、いわゆる「高速通信網を積極的に検討する」という内容はですね、実は若い人を中心に相当インパクトがあった言葉であります。それでももう少し積極的な答弁かなと思いましたが、ちょっと玉虫色のような気がします。そういった意味で町が整備するとなれば確かにお金がかかります。しかしですね、これはこういう情報過疎が日本国内において許されるものかどうかというのも1つの疑問ですけれども、国が整備してくれるのが一番良いわけです。ただし、自治体が整備するとなると補助金を入れても相当な金額になるということがあります。そこでですね、私が思うには町が整備してブロードバンド回線を通すということは、北海道で何町村かはあるようです。しかしです、これは通信業者から見ればいわゆる町が光回線を整備してそれを使うということはですね通信業者にしてみればただで使えるわけです。ただでいわゆる光フレッツとか、そういうものの加入を勧めてくるわけなんです。これはちょっと不公平だと思います。それで私の考えですけれども、通信業者に補助金を出して整備させるという方法もなきにしもあらず、これは国が補助金を出してもいいし、最悪、自治体が出す場合もあるかもしれない。そういう運動もしてみるべきだと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。国のこういう通信インフラというか、補助事業は、今、高度無線環境整備推進事業ということで、国の財源としては電波利用料を財源にしているというふうに資料にはございます。従来のこの種の予算というのは数億円程度だったんですけれども、今年度はその額が50億円を超える額まで大幅に予算が増額をされているようであります。今、加納議員さんがおっしゃった、今までは主に自治体が整備する場合の補助、私どものような町であれば、実は補助率は2分の1なんですけれども、第3セクター

だとか民間事業者が事業主体となって整備する場合の補助も、実は今、設けられています。補助金、民間事業者でも補助金を受けられるような実は仕組みになってきています。ですから従来とは若干どうしても自治体がということではなくなったという状況にはあるんですけども、私も総務課長やっている時代、ここ数年ずっと、農村地域の特に若い人中心にこの話はずっと、私、職員時代も聞いていますし、選挙の時もこういう農村地区のブロードバンド環境の整備は重要な課題だということは確かにお話をさせていただきました。ですから何とか良い方法で整備をできないかというふうに今も考えています。鹿追で仮に公設民営という形にする場合の試算も1回しています。だいたい然別湖を除いて全域ということになると、約20億円近くのコスト、さらに然別湖まで伸ばすとすると、さらに数億円、非常に然別湖までの間の経費は一応そういうふうに試算してはいますが、現実問題、相当いろんな点で難しい面があるなというふうに考えたところであります。整備をしても今度維持管理のための経費、普通であれば加入者の利用料によって当然維持とか管理をしていくのでありますけれども、多分公設で整備をしても毎年のランニングコスト、あと何年かに1回訪れる機種機器の更新費用というのは当然今の戸数では賄いきれないという試算もされておりますので現実的には相当難しい問題があるのかなというふうに実は思っています。ただ民間事業者に頼むだけではもちろん進みませんが引き続き民間事業者にいろいろ働き掛けていくということは今後も努力をしていかなければならないというふうに思っていますし、先ほどのWi-Fiのルーターの話もあります。なかなかやっぱり光回線の整備が今いろいろ言われてます第5世代の通信、いわゆる5Gの関係についても基本はやっぱり光回線からというふうにも聞いておりますので、実は本当に日々進歩しておりますのでそれらの状況もいろいろ考えながらいろいろやはり若い人の期待は私もよく分かっておりますので、何とかいい方法に進めるようにしっかりと通信事業者との話しも含めて、いずれにしてもちょっとやっぱりお時間をいただかないとなかなか簡単にいくものではないなというふうに思っていますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。加納茂議員。

○5番（加納茂）

今、町が整備された無線の設備がありますけれども、これ先ほどの説明では28戸しか使っていないと、本当に少ない状況、ただこれ使っている人に話し聞きますとですね、雨

降ったら全く通じないんだそうです。それでは使い物にならない。それでこれを何とかしてくれという話もありますけれども、これにはお金をかける必要はないと私は思います。これからですけれども、今、考えられる最善の方法というのは、通信環境で最善の方法というのはやはり光回線であると思います。また新しい企画がこれからもどんどん出てくると思いますけれども今、5Gのような規格もあります。ただ今、考えるには光ケーブルというのが最善の方法かなと思っております。それで多大なお金がかかる、これはもう当然であります。これはやがては何とかしなければならない問題かと思うわけです。携帯、いわゆるスマホ等で検索する場合には5Gでも十分なかもしれませんが、パソコンを使って大々的にやるとなったらちょっとこれではと思うところがあります。ちょっと話はずれるかもしれませんが、私の知り合いにですね今「なつぞら」で言っているアニメーションをやっている会社があります。そこではアニメーションの原画を作ったり、お菓子のデザインなんかもしているそうです。そこで20名あまりのデザイナーとアニメーターを会社で雇っているそうなんですけれども、その他にですね10名近いアニメーターが全道各地に散らばっているんだそうです。これらは在宅で仕事をしていて、インターネットの回線、常時つながりっぱなしで会社にいるのと変わらない仕事ができているということであります。条件としては言うまでもなく高速大容量による通信網がなければ仕事にならない。それでこういう田舎でもですね環境が整ってくれば、こういう田舎の空気の良いところで仕事がしてみたいという人も現れるんじゃないかと、そういう期待もあるわけです。またそのことを売りに出してですね誘致している町村が内地府県にある、1回テレビで見たことがございます。こういった意味も兼ねてこの整備はやっぱりわが町にとっても、わが十勝にとっても必須のものだと思います。ただ言えることは十勝は広いし、十勝ばかりでないかもしれませんが、広いし人口密度が低いし、通信業者としては採算が合わないということではありますが、これを何とかクリアしていかないとやはり情報過疎の町になってしまう。そんなような気がします。この点について町長どうお考えでしょうか。

○議長（吉田稔）

はい。喜井知己町長

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。農村地区での農業の利用だけでなく今おっしゃったようないろんなご自分でお仕事される方、インターネット関連の仕事をされている方、そういう手段さえあれば場所は問わないという今のそういう形態になっています。そういうことで

本当にどこにいてもそういう技術の恩恵を受けて生活をする、仕事をする、そういうふうな体制の整備というのは本当にどこに住んでいても必要なことだというふうに思っています。先ほど国の補助が第3セクター、民間事業者が整備する場合でも該当になるということです。先ほど国の補助が第3セクター、民間事業者の場合、3分の1の補助を受けられるという形になっています。こういうふうに国も少しずつ本腰を入れてきていただいているというふうに思っておりますのでこういう条件の下、何とかせつかく町が整備したタブレットの関係でそれぞれの学校までは民間事業者のほうでやっていただいたわけでありますので、採算性、あと維持管理費の問題というのは、それでももちろん残るとは思うんですけども、民間事業者さんに何とかお願いをして、いろいろ経費の面で維持管理の点で問題があるとすれば、それについて町がどういう対応をしていくのかということも検討する材料になるかと思っておりますので、またしっかりと通信事業者さんと、きっちりとしっかりお話をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。加納茂議員。

○5番（加納茂）

通信業者はなかなか難しい条件を出してくると思いますけれども、要するに町が、あるいは道が、そういうところが整備をして通信業者が乗ってくるという方法もあるかと思っておりますけれども、これはそれぞれの自治体、あるいは国も予算もかかる話ですからなかなかスムーズにはいかないのかなと思います。しかしですね近隣の町村でも最近インターネットが、光回線が整備した町もありますし、道内には何カ所かあるように聞いております。そういったところの実情等を精査してみる必要もあるのではないかと思いますけれども、この点はどうでしょう。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。国から予算、補助をもらって公設民営で整備をした地域、道内にも数カ所ありますし、近年ではお隣の上士幌町さんで今年から整備をするということで、上士幌町さんでもおそらく10数億、15億から16億の予算を投じてというふうに伺っております。先ほど私がお話したような当然その当初の整備ももちろんですけども、その後のランニングコスト、更新費用のことも当然、私も担当時代に上士幌にお邪魔

をして担当の人にお話も伺っています。しっかりした最終的な試算、維持管理費の試算の数字までは、はっきり聞いておりませんが、毎年相当程度の負担はしていかなければいけないよだという話はお伺いをしております。先行してだいぶ早い時期に道内でもやっているところもありますので、そういうところのお話だとか、すぐお隣の上士幌町さん、最初整備をしてスタートするまで若干時間がありますけれども、いろいろそういった状況等も聞きながら、参考にしながら、鹿追として今後どうしていくのかっていうのはしっかりと考えていきたいというふうに思っています。

○議長（吉田稔）

加納議員、再質問。

○5番（加納茂）

はい、分かりました。それでですね先ほど何度も申し上げたようにこの件については町民、特に農村部の人たちはかなり期待をしているわけです。ですから町長のもっと力強い発言がほしいと思いますのでその点を考慮していただき、私の発言を終わります。以上です。答弁はよろしいです。

○議長（吉田稔）

これで加納茂議員の質問を終わります。9番、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ただ今、議長の許可をいただきましたので、通告に従いましてですね簡単明瞭に質問をさせていただきたいなと思います。私もこの道、初めての経験としては、今回ですね答弁書を提出させていただいたということ、本当に心から敬意を申し上げる次第であります。それでは早速、標題に移らせていただきますが、「鹿追歯科医院の今後のあり方について」であります。要旨内容につきましては、鹿追歯科医院は、昨年暮れに至るまでおおむね40年間経営をされてきましたが、運営上不可能となりました。公の施設として残されたこの建物を今後どうしていくのかが、町民、気がかりな課題の1つとして認識をされているところでもあります。この場所は、周知のとおり国道274号線に面し、役場、道の駅等の公共施設の隣接地でもあります。施設をこのままの状態にしておくと防犯、防災上、好ましくないと考えておりますが、今後の施設のあり方について町長の見解を伺います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

埴淵議員からは、「鹿追歯科医院の今後のあり方」についてご質問がございましたのでお答えをいたします。鹿追歯科医院は、町民の歯科診療及び歯科保健衛生の向上を図る目的で、「鹿追町歯科医院設置条例」に基づき、昭和53年4月から平成30年12月までのおおむね40年間にわたり平岩徳一氏にその運営を委託してきたところであります。故人となられましたけれども、改めて氏の永きにわたる町の保健衛生へのご功績に敬意を表し感謝を申し上げるところでございます。歯科医院の施設につきましては、議員ご指摘のとおり国道に面し、道の駅しかおいにも隣接する立地条件の良い場所に所在しておりますが、歯科医院開設当時の施設であり老朽化が進んでいる状況でもあります。また、担当課においても施設等の管理は実施しておりますけれども、防犯、防災上の懸念も残るところであります。今後は施設の再利用につきましては困難であるという判断の下、取り壊しも含めて議会の皆さまのご意見を伺いながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。ご理解いただき、以上をもちまして一般質問への答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ただ今、町長の答弁ではですね、施設の再利用は困難とそう判断されたわけですが、今後の進め方においては、議会の意見を聞きながら、伺いながら検討いたしたいと明言されたわけでありまして。これは私の考え方と一致をいたしておりますので、これ以上内容を押し進めることは控えさせていただきますけれども、必ず上物がなくなるとその空き地が発生します。空き地においては必ず埋め立て、これが発生します。それで昨年9月の6日ですか、5日の日に議長を中心にしてですねここで黙とうをさせていただいた立場でありますけれども、あの際思い出すと、相当離れた札幌清田区でも本当に液状化現象が発生したわけでありまして。私は非常に不思議だなと思った1人でありましてけれども、そういう現象がですね全国各地で起きていることもあります。これはやはり何といたっても不十分な埋立てによる現象であると後ほど分かったわけでありまして。それで話戻しますけれども、この辺の地帯はですね元クテクウシ川が流れていた地帯であり、そこを埋立ていたして現状になっているわけでもございます。決して地盤の良いところではない。私はそういう認識をしているだけにですね、今後、進めながら議会と相談し、そして一定の方向を見出したい、その意見ありますので、その時点がですね私の認識としては少しでも早く検討を願いたい

など、そういう思いで、今、一般質問に立たさせていただいているところでもあります。そこをですね再認識したいことからですね、もう1度確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。埴淵議員おしゃるとおり、やはり既存の施設を取り壊してもちろん整地をして必ず跡地の利用なんかも当然考えていかなければならないというふうに思っております。跡地の利用についてはいろいろご意見もあるのも承知をしています。道の駅の整備、これはどういうふうになるのか。それは今の段階では何とも申し上げられませんけれども、それに絡めての利用もあるんじゃないかという意見も一部にはあるというふうにはお聞きをしております。いずれにしてもですねそのへんの関係についてはまだちょっと時間が必要だというふうに思っています。ただ建物の関係については、やはりあの状況でしばらく置いておくということにもなかなか現実的にはならない状況かなというふうに思っておりますので、これから新年度の予算ということももちろんありますので、それらの面も含めて取り壊しの時期というのは、そう先延ばしするような内容ではないというふうに私は思っておりますので、また議会にもよく相談をして取り進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

決して答弁を求めるわけでありませんが、町長との考え方、本当に一致をいたしておりますので、以上をもってですね一般質問を終らせていただきます。

○議長（吉田稔）

これで埴淵賢治議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 13時40分

令和元年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 令和元年 9月18日(水曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程 1 | 発委第 7号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程 2 | 認定第 1号 | 平成30年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 3 | 認定第 2号 | 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 4 | 認定第 3号 | 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 5 | 認定第 4号 | 平成30年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 6 | 認定第 5号 | 平成30年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 7 | 認定第 6号 | 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 8 | 認定第 7号 | 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について |
| | | [平成30年度鹿追町各会計決算審査特別委員会報告] |
| 日程 9 | 議案第 62号 | 令和元年度鹿追町一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程 10 | | 委員会の閉会中の継続調査申し出について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1 番 清水 浩徳議員	2 番 山口 優子議員	3 番 畑 久雄議員
4 番 台蔵 征一議員	5 番 加納 茂議員	6 番 上嶋 和志議員
7 番 川染 洋議員	8 番 狩野 正雄議員	9 番 埴淵 賢治議員
10 番 安藤 幹夫議員	11 番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
農業委員会会長	菊 池 輝 夫
教育委員会教育長職務代理者	白 井 あや子
代表監査委員	野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	渡 辺 雅 人
総 務 課 主 幹	葛 西 浩 二
会 計 管 理 者	津 川 修
企画財政課長	草 野 礼 行
町 民 課 長	菊 池 光 浩
福 祉 課 長	佐々木 康 人
農業振興課長	菅 原 義 正
農業振興課主幹	城 石 賢 一
商工観光課長	富 樫 靖
建設水道課長	大 上 朋 亮
子育てスマイル課長	松 井 裕 二
ジオパーク推進室長	黒 井 敦 志
瓜 幕 支 所 長	東 原 孝 博
病 院 事 務 長	平 山 宏 照
消 防 署 長	内 海 卓 実

総務課総務係長 土 田 佳 幸
企画財政課長補佐 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 宇 井 直 樹
社会教育課長 浅 野 悦 伸

8 議会事務局職員出席者

事務局 長 坂 井 克 巳
書 記 高 瀬 俊 一

令和元年9月18日（水曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

ここで報告をいたします。大井和行教育長が欠席する旨の届け出がありました。大井教育長に代わりまして、臼井あや子教育長職務代理者が出席をしております。檜山敏行農業委員会事務局長が公務のため欠席する旨の届け出がありました。以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程1 発委第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（吉田稔）

日程1、発委第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案、次の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成等、さまざまな取り組みが進められてきたところである。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。記といたしまして、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安

定的に確保すること。2、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、関係省大臣、写しにつきましては、北海道11区支部選出衆議院議員、道内選出参議院議員、十勝帯広選出道議会議員に写しを送付いたします。よろしく協議いただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程2	認定第1号	平成30年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
日程3	認定第2号	平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程4	認定第3号	平成30年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程5	認定第4号	平成30年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程6	認定第5号	平成30年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

について

日程7 認定第6号 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程8 認定第7号 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（吉田稔）

日程2、認定第1号、平成30年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、日程3、認定第2号、平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程4、認定第3号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程5、認定第4号、平成30年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程6、認定第5号、平成30年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程7、認定第6号、平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程8、認定第7号、平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、以上7件、関連がありますので一括議題とします。本案は、令和元年9月5日開催の第3回定例会本会議初日において議題となり、平成30年度各会計決算審査特別委員会に付託されたものです。その後審査を終了し、令和元年9月16日付けをもって議長に対し審査終了の報告がありました。ここで令和元年度各会計決算審査特別委員会、安藤委員長より報告を求めます。安藤幹夫委員長。訂正いたします。令和元年度とありますが平成30年度でありますのでお書き換えをいただきたいと思います。安藤幹夫委員長。

○10番（安藤幹夫）

平成30年度鹿追町各会計決算審査特別委員会審査報告、本委員会に付託された上記事件は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、認定第1号、件名、平成30年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、事件の番号、認定第2号、平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、事件の番号、認定第3号、件名、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、事件の番号、認定第4号、平成30年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、事件の番号、認定第5号、件名、平成30年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、事件の番号、認定第6号、件名、平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、

事件の番号、認定第7号、件名、平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定、以上、報告とさせていただきます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。本案は平成30年度各会計決算審査特別委員会で審査されたものであります。各認定議件への質疑、討論は省略し、各議件ごとに採決をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。各議件ごとの質疑と討論を省略し、直ちに採決を行います。

認定第1号、平成30年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、平成30年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号、平成30年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りし

ます。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程9 議案第62号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第4号）

○議長（吉田稔）

日程9、議案第62号、令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第62号は、令和元年度一般会計補正予算（第4号）となるものです。令和元年度一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ2,045万5千円を追加しまして、総額を89億3,246万2千円とするものであります。第2条は、地方債の補正、変更であります。補正予算の内容につきましては、歳出、9ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、車両管理費の備品購入費で公用車購入で490万円の追加、衛生費、保健衛生費、トリムセンター費の需用費、修繕料で高圧受電設備キュービクル修繕で30万円、浴室・暖房用ボイラー取替修理で500万円の合計530万円の追加、環境衛生費で葬斎場改修のための実施設計で旅費で7万6千円、委託料で262万9千円のそれぞれ追加、清掃費、清掃総務費でひまわりセンター用ホイールローダ購入で旅費で1万9千円、備品購入費で533万1千円のそれぞれ追加、農林費、農業費、再生可能エネルギー活用推進

費で瓜幕野菜ハウス空調設備設置のため、需用費、修繕料で140万円の追加、款項、商工費、観光費で然別湖畔園地修理のため、需用費、修繕料で80万円の追加であります。次に歳入、8ページからご説明いたします。国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で200万円、清掃費補助金で500万円のそれぞれ追加、款項、町債、臨時財政対策債の臨時財政対策債で1,345万5千円の追加であります。次に5ページ、第2表の地方債の補正変更についてご説明いたします。起債の目的は、臨時財政対策債であり、限度額に1,345万5千円を追加しまして、補正後の限度額を1億1,345万5千円とするもので限度額以外の変更はありません。以上、一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

9ページ、環境衛生費、斎場の改修についてご質問させていただきます。目的、必要性等については、先般の全員協議会で詳しく説明をいただいておりますが、ここに至った経緯、経過について今一度、説明を求めます。

○議長（吉田稔）

答弁、菊池町民課長。

○町民課長（菊池光浩）

はい。安藤議員さんからは、この改修に至った経緯についてご質問をいただきましたので答弁をさせていただきます。議員さんご案内のとおり火葬場につきましては昭和60年に建設をしまして、既に34年が経過をしております。それぞれ火葬炉の修理等かさんできております。また最近の時代のニーズ等々にそぐわなくなってきたということが背景があろうかと思えます。狭あい化の改修解消、あるいはバリアフリー化、あるいは火葬炉のもう少し修理が必要になってきたということでもあります。現在のニーズにあったような、決して華美にならなく最後の終えんのふさわしい場として改修をしたいという経過に至ったところであります。以上であります。

○議長（吉田稔）

安藤議員。

○10番（安藤幹夫）

過去に議会も住民からの要望で使い勝手が悪いということで現地調査をした件があります。その時に改修という話も出てたんですけども、その時は改修の予算のめどが立たないという状況の中で簡易的な利用方法で済ませてきたという経緯が実際にあるわけですけども、当然これは以前からの住民の要望に応じた件なんでしょうけれども、本来でしたら基本設計があって実施設計に至るといふことの事業計画が立てられるわけですけども、いきなり実施設計といふことでもうやることを前提に設計を進めるといふことについて、本来持つべき計画性にちょっと欠けていたのかなという印象もあります。それで将来に向けてこういった現代の形にするのであればやはり内部だけでなくて周辺の環境の整備も当然詰めていかないと、現状では林の中の一軒家みたいな形になってしまっている状況で、本当に斎場として最後の見取りの場としていい環境になっているかということも含めながら今後そういった計画を持って進めていただければということをお願いしたく、そのへん町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。葬斎場の関係につきましては、以前からそういう要望があったというのは、私、直接の担当ではありませんでしたけれども実際耳にしたこともございます。確かに全面的な改築といふことであれば、これやっぱり基本構想、周りから丁寧に積み上げていくといふことになるのが本来だと思います。今回は、できれば全面的に改築するのが一番いいんでしょうけれども、もちろん財源のこともありますし、あそここの場所については近くに保安林があったりだとかなかなか拡張が難しいという状況もございます。ただ今、菊池課長からもお答えしましたとおり使い勝手、それからいろんな不具合が指摘をされておりましたし、炉の関係についてもいろいろ修繕をしながら対応してきているという状況も承知をしておいたので、何とか早くこれを改善するには、やはり財源的には、調整交付金という財源を来年の事業に求めてといふことで実施設計からといふことであれば、今年から補助対象にできるといふこともあって今回、改修に踏み切りたいというふうに思ったところであります。これからはこの葬斎場に限らず現有の施設をうまく改修なりをして長寿命化を図っていくということが全体的に大切だといふふうに思っています。特に葬斎場につきましては、地元にお住まいの方はもちろん関係者はそうなんですけれども、町内外からも来られるといふことでやはりある程度きれいなものにしてお

く必要というのはやっぱりあるなというふうに思っていますのでそういったことでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（吉田稔）

質疑ありませんか。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

私もこの件についてご質問したくて挙手させていただきました。今、町長ご答弁いただいたんで全体の中身のことは私も受容することには賛成でございますけれども、1点やっぱりちょっと説明の中で、炉の現在2つあるんですけれども、この炉を将来どうしていくのかというのがちょっと今の段階で見えていない。修繕をしていくよということです。それから今、前議員がいろいろ質問ありました私は人生の一番大事な場所かなというふうに思います。それから今、町長お話ありました他の町に行って私たちもかかわる機会はそのところあります。どこの町もやはりしっかりとそこを考えた時期が来たら新しくする町もあればいろいろな方法でやっていますけれども、鹿追の場合は改修しながら長寿命化を図っていくという今の町長お話、それはそれで私も結構だと思うんですけれどもやはりしっかりせつかくやるんですから、全体の先ほどお話ありましたように環境含めてしっかりやっていただきたい。これは町民が以前から望んでることだとしっかりわきまえて、予算がちょっと付いたから早急にやりますというようなあんまり軽く対応したということではないようにですねぜひしていただきたいということで、議会も以前調査した経緯をありますけれども、しっかりそこをわきまえながらやっていただきたいなというふうに私も思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。ちょっと先ほど安藤議員さんのところでちゃんとお答えしていなかったんですけれども、周辺環境ですね、昨日か一昨日近くを通過して、私もちょっと通っただけでしたけれども、やはり周辺環境整備というのはもうちょっと気を使ってやっていく必要があるかなというふうに思っています。それらも当然しっかりとやっていきたいと思っています。それから炉の関係については2つあるということで、そのへんのことなんですけれども、基本的には大きいほうの炉というんですか、1つのほうをフル改修させていただきたい。そしてもう1つの炉はもちろんそのまま使えますので基本的に

フル改修、1つをフル改修して2つ重なった時にはそれに対応していくと、その後もう1つの炉についての状況は、利用状況を見ながら必要に応じて検討していくのが良いのではないかというふうに思っています。使えますのでまだ壊す必要も当然ありませんので、そういう形で対応していきたいというふうに思っています。ただ予算の規模もめども全員協議会のときに5千万程度大体予定しているんだという話をさせていただいたというふうに思っています。炉の改修も含めて今のところそれぐらいでいけるかなというふうに思っていますけれども、それについてはこれから実施設計やらせていただきますので、全体的なことを考えてですね、できる限りきちんとやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田稔）

いいですか。9番、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

私もですね9ページの本件について同僚議員お2人が質問いたしまして、本当にしっかりとやっていただきたいという前提で質問させていただきますが、昭和60年に建設をされ、今日まで34年の経過をみておりますが、劣化または住民の要望に答えるべく、ニーズに応えるべく判断をされたと思いますが、その建てた8年後から11回、修繕を、修理をされているわけですね。ですからその時もしっかりとやったことだと思いますけれども、その時改修じゃなくて改築であります。ですから今回は改修ということで、本当にこういった経過を見た中で大丈夫なのかなということを再度確認をさせていただきます。

○議長（吉田稔）

答弁、菊池町民課長。

○町民課長（菊池光浩）

修繕ですが全員協議会の資料でもお配りをさせていただきまして、これまでレンガの積み替えを中心に修繕をしてきたところであります。火葬炉につきましてはレンガをこういう形でアーチ状に積み重ねて行なって耐火レンガを積み上げているわけですが、耐火物がおおよそ業者さんに言わせると200体から300体というようなことを言われております。その劣化によりましてますます大きな改修が必要になる前にですね、レンガの一部の積み替えをしてきたところであります。今般、火葬炉につきましては、レンガの上に今度はセラミックという加工物を貼り付けてですね長寿命化を図りたく計画をしているところでもあります。このことによってしばらく、レンガ、耐火レンガのみならずその上に施し

するものがありますので長寿命化が図れるものと思っております。併せて今般、バーナーと言うんでしょうかね、燃焼器具の改修についても今般、計画をしているところでありますので大事に使っていきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。6番、上嶋議員。

○6番（上嶋和志）

私は、10ページ、農林費、農業費、再生可能エネルギー活用推進費、瓜幕のバイオガспラントのところのハウスの空調設備の修繕ということでございますけれども、実証実験を経て鹿追町、委託、きて、現在の換気については天窓の開閉、横のサイドカーテンの巻き上げ等で対応しているかと思えます。実証試験の折に、その換気が不十分でない状況がもう既にあったのかどうか。今回の改修では間口に換気扇を2機付けて空気の入りはいいを制御するというところでございますけれども、実証実験の折にそういう不具合がもう既に発生していたかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

はい。お答えをいたします。昨年、平成30年度、1年間させていただいてその中でですね、冬、特に冬でございます。冬について加湿、加湿っていうんですか、湿度の管理がなかなかできないということで、開かれる天窓とそれから横の部分開けることも可能ではあるんですけども、なかなか冬については雪がついて開けれない部分等もございました。室内と外の気温の差ということで結構の結露等々もございまして、開けて本当は換気をする部分が必要な部分もあったんですけども、なかなか換気ができなかったということでございます。それによってうどん粉病だとかそういうのが発生したのではないかという見解でございます。当初造ったときにつきましては、そういうのは上の部分、それから横の部分があれば大丈夫じゃないかということで一応モデルにしたのが仙台の部分を使っていたんで、その分については強制的な換気システムはなかったということでこれで十分だということで進んでいたところなんですけれども、実際北海道の冬、開かれる、雪で凍結して開けれないとか、いろんなことがございまして、今般このような形で換気システムを入れさせていただきたいということでございます。以上です。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋議員。

○6番（上嶋和志）

このハウス、地域再生計画を立てて、その補助をもらってのハウスということで、総事業費、1億8千万ですか。それで5カ年において目標が設定されております。最終年度の令和3年、3月において新たな雇用を46人、農産品の販売をあのハウスで9千万、それと新たな農産品の生産品目を4品目ということで設定をされております。今年、令和元年、来年、令和2年、あと今年を含めて3年と、2年ということでございますけれども、それに向かってそれを毎年検証するということがされております。目標の達成に係る評価をいただくということで鹿追では、鹿追町まち・ひと・しごと総合推進会議において、毎年5月ごろをめどに検証し、その結果についてホームページで発表するようになっております。ホームページ等で発表することになっております。そこらへんの関係について、私はそれを見たことがないんですけれども、そこらへんの関係についてはどうなっているか答弁を願います。

○議長（吉田稔）

答弁、はい。菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

計画については直接、私のほうの担当ではありませんけれども、評価をさせていただいてですね、公表もしているということでございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。答弁。暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

お知らせをいたします。ここで本格的に暫時休憩といたします。再開は55分といたします。

休憩 10時44分

再開 10時55分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。答弁、草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

大変遅くなりまして申し訳ございません。まち・ひと・しごと創生総合戦略についてで

ございますが、平成27年に作成されまして、今年度いっぱい第1期が終了いたします。今現在、第7期の総合計画と合わせて令和2年度からまた新たな計画がスタートする予定でございます。ご指摘のありましたホームページ、それから広報について周知をしているのかという話でございますが、大変申し訳ございません。失念をしておりましたので、今後につきましては、30年度、昨年度の実績からですねホームページ等で周知をさせていただきたいと思っております。それから当初この計画を立てられてから毎年毎年会議をやってまして、今年度につきましても、総合計画の策定委員、総合創生計画の7月の13日に、7月の17日ですね、第1回目の総合計画と合わせた合同会議を行なっていますが、その時にこの数字についても報告をさせていただいているところでございます。来年度、2年度から新たな計画が立てられますので、この内容についても見直しを行なっていきたいと考えております。

○議長（吉田稔）

はい。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。すみません。ちょっと時間をとらせていただきました。大変申し訳なく思っています。これら数値目標、それからその目標に対する評価、そしてその公表のあり方、きちっと決められているものでございますので、きちっと点検をしてですね、やっていくようにしっかりやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

あのハウスについてはですね当初から従業員の休憩施設なりトマトの栽培、収穫機械、それから今回の換気扇ということで、それぞれまた追加の修繕並びに投資をしております。その全てがですね、最終年次に向けた仕入れなり雇用の拡大に向けた投資であると理解するならば賛成していただき、賛成することもやぶさかではございませんけれども、ただ単なる毎年毎年のその場しのぎの投資ということであれば、反対することも考えていかなければならないかなと思っております。そこらへんについて、もう少し答弁いただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

答弁、菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

はい。お答えいたします。この計画によってですねこの間も決算委員会の時も町長のほうから答弁いただきましたけれども、このバイオガスの余剰熱を使ってですね、エネルギーの循環ということでどのようなことができるのかということ考えた上で鹿追の環境保全センターについてと同じようにですね瓜幕でもやっていこうということで計画をされたところでございます。その中でハウスを造ってですね余剰熱を使ってですね、温度を確保されることによってハウスができるのではないかとということでございます。この施設を造ることによってですね冬、冬季の製造、栽培ができるということと、あと雇用の場もできるのではないかと、それからあります農福連携についてもやっていけるのではないかとということで、今後、今の施設だけではなかなかペイできない部分もございますけれども、今後残りのエネルギーも使いながらですね、増設も含めていって行なっていくということの計画でございました。なかなか昨年、結果がでなかったということでまだ実績的なものはちょっと今のところは出ていない状況でございますけれども、今後その研究を進めていましてですね、結果を出して行きたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋議員。

○6番（上嶋和志）

検証を基にですね、それを次の年の事業に生かすような品目なり、なかなか難しいのかもしれないけれども、検証を十分されて目標達成に向けて今後も努力していただきたいと思ひます。以上です。

○議長（吉田稔）

答弁、よろしいですか。

○6番（上嶋和志）

はい。よろしいです。

○議長（吉田稔）

他に質疑ありませんか。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

商工費の関係をお尋ねいたします。ここに修繕料80万と載っていますけれども、まず第1にこれは護岸の穴の開いたところの修理なのかということをお尋ねいたします。

○議長（吉田稔）

富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

はい。畑議員さんの質問につきましてお答えさせていただきます。おっしゃるとおり今、穴の開いている部分をふさぎまして護岸のほうの地盤が下がっているところも復旧させるという内容でございます。以上でございます。

○議長（吉田稔）

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

単に穴の開いているところに埋めていくという発想のようでございますけれども、あそこの地盤というのは非常に弱い地盤で、例年ほぼ地盤沈下というのかな、上のほうはコンクリートで固められて、だけど中のほうは空洞が多いんですね。なぜかという冬、水が減ってそういう水の増減が影響して昔からあのへん一体はそういう影響を受けているんですね。ですからそれら、ちょうど機会によく空洞を見ていただいて、どういう原因なのか、そしてどういう工法でやったら長持ちするのか、また崩れないのか。それをよく考えてみてやっていただきたいなと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

はい。畑議員のおっしゃるとおり、どのような原因でそのようになったかということも含めまして、工事を発注する際にはその業者等々とよく話をしながら工事を進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（吉田稔）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程10、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和元年第3回定例会の閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。本定例会は9月5日から本日までの14日間にわたって開催をいただいたところであります。9月5日、初日には、こども園、地域保育所の保育料について国の制度に基づいて10月から原則無償化する等の条例改正7件、その他一般会計及び5つの特別会計の補正予算等初日は議案13件を全て原案どおり可決していただきました。また11日の一般質問では、5名の議員からご質問をいただきました鹿追の観光振興、病院運営、農村地区の光回線の整備、歯科医院の問題等々、いずれも重要な課題でありましてさまざまな角度から検討し、必要に応じて財源等を含めて議会のご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。さらに16日には、平成30年度各会計決算審査特別委員会が休日議会として開催をされ、先ほどの本会議におきまして全会計について認定をいただきました。各会計を通じて、委員の皆さまから貴重なご意見、そしてご指導をいただきました。町が取り組んで

いる各種事業についての今後のあり方、さらには目標管理、今ほどもお話をいただいたところでもありますけれども、これについてしっかり行なっていくべきとのご指摘等もございました。これらのことをしっかりと受け止め、真しに対応をしてみたいというふうに考えております。決算委員会のあいさつの中でも申し上げましたけれども、基幹産業の農業、子育て支援、福祉、医療、介護、教育、観光等々行政全般について課題はもちろんたくさんあります。本定例会でいただいたご指摘、ご指導等、肝に銘じ今年度、あるいは来年度以降の予算執行にしっかりと反映すべく努力を重ねていきたいというふうに思います。今後とも町民各層の声をしっかりと受け止め、また議会の皆さまとしっかりとコミュニケーションを取りながら町政を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導賜りますようお願いを申し上げまして定例会閉会にあたってのごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで会議を閉じます。令和元年第3回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時09分